【表紙】

【提出書類】	有価証券報告書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成28年５月９日
【計算期間】	第２期(自　平成27年８月10日　至　平成28年２月９日)
【ファンド名】	iシェアーズ　JPX日経400 ETF
【発行者名】	ブラックロック・ジャパン株式会社
【代表者の役職氏名】	代表取締役会長　井澤　吉幸
【本店の所在の場所】	東京都千代田区丸の内一丁目８番３号
【事務連絡者氏名】	加藤　淳一郎
【連絡場所】	東京都千代田区丸の内一丁目８番３号
【電話番号】	03-6703-4935
【縦覧に供する場所】	名　称　株式会社東京証券取引所 （所在地　東京都中央区日本橋兜町２番１号）

（注）　本書において文中および表中の数字は四捨五入された数値として表示されている場合があり、従って合計として表示された数字はかかる数値の総和と必ずしも一致するとは限りません。

第一部【ファンド情報】

第１【ファンドの状況】

１【ファンドの性格】

(1)【ファンドの目的及び基本的性格】

① ｉシェアーズ　JPX日経400 ETF（以下「当ファンド」または「ファンド」といいます。）は、主としてJPX日経インデックス400（以下「対象指数」または「ベンチマーク」といいます。）に採用されている銘柄の株式に投資することにより、基準価額が対象指数の動きと高位に連動することを目指します。
委託会社は10兆円相当の有価証券および金銭を上限として信託財産を追加できるものとします。また、受託会社と合意のうえ、限度額を変更することができるものとします。

「JPX日経インデックス400」について

- 日本取引所グループ、東京証券取引所および日本経済新聞社（以下「算出者」といいます。）が算出します。
- 東京証券取引所の市場第一部、市場第二部、マザーズ、JASDAQを主市場とする普通株式等の中から、時価総額、売買代金、ROE等を基に、算出者が選定した銘柄を算出対象とします。
- 構成銘柄数は、原則として400銘柄*です。
  ＊　定期入替時の銘柄数です。その後の上場廃止等により、構成銘柄が一時的に下回る場合があります。
- 定期入替は毎年８月に行われます。
- 起算日は2013年８月30日、基準日は10,000ポイントとして算出されます。
  ※上記の内容は、今後変更となる場合があります。

②ファンドの特色

ファンドは契約型の追加型株式投資信託ですが、本商品のコンセプトが投資信託の機能を利用して対象指数の現物化を図ろうとするものであり、以下の点で通常の投資信託とは異なる商品設計となっております。

ａ．受益権を上場します。

ファンドの受益権は、いつでも下記の金融商品取引所で売買することができます。

東京証券取引所

売買単位は、１口単位です。手数料は売買の委託を受けた第一種金融商品取引業者が独自に定める率を乗じて得た額とします。取引方法は原則として株式と同様です。

詳しくは東京証券取引所の会員である第一種金融商品取引業者へお問合わせください。

ｂ．追加設定・交換は一定口数以上の申込みに限定されます。

対象指数に高位に連動するという目的の支障とならないようにするために、追加設定・交換を対象指数のポートフォリオを組成するために必要な金額以上の場合に限定するものです。追加設定・交換はクリエーション・ユニットと呼ばれる単位毎によって行われます。

クリエーション・ユニットとは、受益権の取得・交換を行うために委託会社が定める受益権の口数で表示される単位をいいます。

ｃ．追加設定・交換は対象指数を構成する株式により行うことが出来ます。

設定・交換を行うために必要な対象指数を構成する株式（以下「対象指数構成銘柄」といいます。）および金銭の内容は、ポートフォリオ・コンポジション・ファイル（以下「ＰＣＦ」といいます。）として委託会社が決定し、指定参加者に提示します。

ファンドの基準価額と金融商品取引所での時価との間に乖離が生じたときに、合理的な裁定が入り、そうした乖離が収斂することにより、金融商品取引所での円滑な価格形成が行われることを期待するものです。

d．ファンドは株式の貸付を行う場合があります。その場合、ブラックロック・インスティテューショナル・トラスト・カンパニー、エヌ.エイ.(BlackRock Institutional Trust Company, N.A.)に株式の貸付の指図に関する権限の全部または一部を委託します。

◆ 商品分類 ◆

一般社団法人投資信託協会が定める「商品分類に関する指針」に基づく当ファンドの商品分類は以下のとおりです。
なお、当ファンドに該当する商品分類および属性区分につき、表中に網掛け表示しております。

≪商品分類表≫

単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産 （収益の源泉）	独立区分	補足分類
単位型投信 追加型投信	国内 海外 内外	株式 債券 不動産投信 その他資産 （　　） 資産複合	MMF MRF ETF	インデックス型 特殊型

≪属性区分表≫

投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	対象インデックス
株式 一般 大型株 中小型株 債券 一般 公債 社債 その他債券 クレジット属性 不動産投信 その他資産 資産複合 資産配分固定型 資産配分変更型	年１回 年２回 年４回 年６回 （隔月） 年12回 （毎月） 日々 その他	グローバル 日本 北米 欧州 アジア オセアニア 中南米 アフリカ 中近東 （中東） エマージング	日経２２５ ＴＯＰＩＸ その他 (JPX日経 インデックス 400)

[商品分類における定義]

項目	該当する商品分類	内容
単位型・追加型	追加型投信	一度設定されたファンドであってもその後追加設定が行われ従来の信託財産とともに運用されるファンドをいいます。
投資対象地域	国内	目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に国内の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
投資対象資産（収益の源泉）	株式	目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に株式を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
独立区分	ＥＴＦ	投資信託及び投資法人に関する法律施行令（平成12年政令480号）第12条第１号及び第２号に規定する証券投資信託並びに租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第９条の４の２に規定する上場証券投資信託をいいます。
補足分類	インデックス型	目論見書又は投資信託約款において、各種指数に連動する運用成果を目指す旨の記載があるものをいいます。

[属性区分における定義]

項目	該当する属性区分	内容
投資対象資産	株式 一般	大型株、中小型株属性にあてはまらない全てのものをいいます。
決算頻度	年２回	目論見書又は投資信託約款において、年２回決算する旨の記載があるものをいいます。
投資対象地域	日本	目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が日本の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
対象インデックス	その他	日経225およびTOPIXに当てはまらない全てのものをいいます。

※商品分類、属性区分の全体的な定義等は、一般社団法人投資信託協会のホームページ（http://www.toushin.or.jp）をご参照ください。

(2)【ファンドの沿革】

平成26年12月１日　　信託契約締結、ファンドの設定日、運用開始

平成26年12月２日　　東京証券取引所第１部へ上場

(3)【ファンドの仕組み】

①ファンドの仕組み

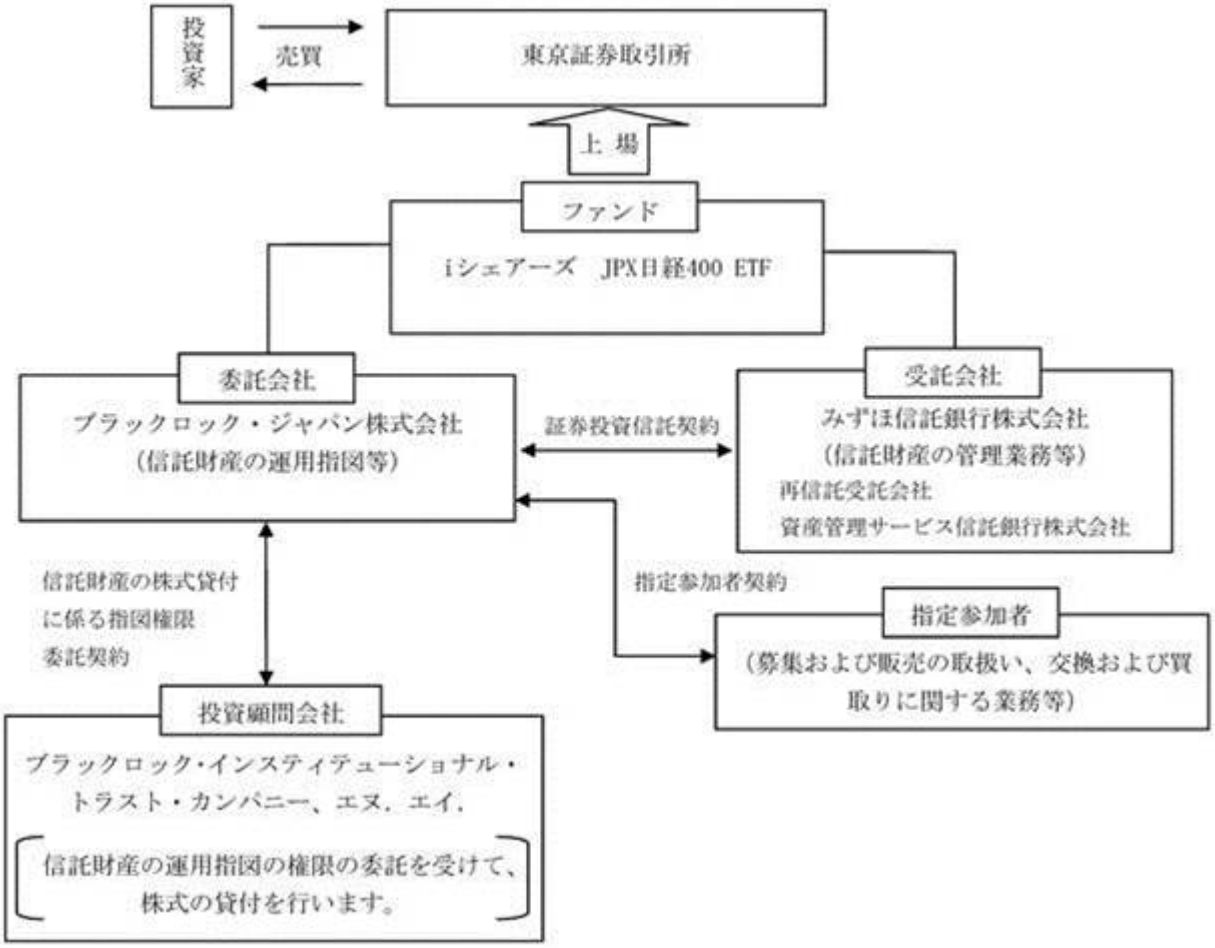

a．証券投資信託契約

当契約は、当ファンドを成立させるにあたり、投資信託及び投資法人に関する法律（以下「投信法」といいます。）の定めるところにしたがって作成され、あらかじめ監督官庁に届出られた信託約款に基づき、委託会社と受託会社との間に締結されます。主要な内容は、運用の基本方針、委託会社および受託会社としての業務に関する事項、信託の元本および収益の管理および運用指図に関する事項等です。

b．指定参加者契約

指定参加者の指定、受益権の取得、交換の請求、指定参加者の取次業務および手数料に関する事項等が定められています。

c．信託財産の株式貸付にかかる指図権限委託契約

株式貸付代理人への株式貸付に係る指図権限の委託ならびに当該業務内容等について規定しています。

②委託会社の概況

平成28年１月末現在の委託会社の概況は、以下のとおりです。

ａ．資本金の額　2,435百万円

ｂ．沿革

1985年１月	メリルリンチ投資顧問株式会社 （後のメリルリンチ・インベストメント・マネジャーズ株式会社）設立 1987年３月　証券投資顧問業者として登録 1987年６月　投資一任業務認可を取得 1997年12月　投資信託委託業務免許を取得
1988年３月	バークレイズ・デズート・ウェッド投資顧問株式会社 （後のバークレイズ・グローバル・インベスターズ株式会社）設立 1988年６月　証券投資顧問業者として登録 1989年１月　投資一任業務認可を取得 1998年３月　投資信託委託業務免許を取得
1999年４月	野村ブラックロック・アセット・マネジメント株式会社 （後のブラックロック・ジャパン株式会社）設立 1999年６月　証券投資顧問業者として登録 1999年８月　投資一任業務認可を取得
2006年10月	メリルリンチ・インベストメント・マネジャーズ株式会社を存続会社として、 ブラックロック・ジャパン株式会社と合併 新会社商号：「ブラックロック・ジャパン株式会社」
2009年12月	バークレイズ・グローバル・インベスターズ株式会社を存続会社として、 ブラックロック・ジャパン株式会社と合併 新会社商号：「ブラックロック・ジャパン株式会社」

ｃ．大株主の状況

株主名	住所	所有 株式数	所有比率
ブラックロック・ジャパン・ ホールディングス合同会社	東京都千代田区丸の内一丁目８番３号	10,158株	100%

2【投資方針】

(1)【投資方針】

① ファンドは、主として対象指数に採用されている銘柄の株式に投資することにより、対象指数に高位に連動する投資成果を目指します。

② 次の場合には、組入銘柄の調整を行います。
・対象指数採用銘柄に変更または採用銘柄の指数構成比率に修正が行われた場合もしくは当該修正が公表された場合
・対象指数の計算方法が変更された場合
・このファンドにおける追加信託、交換が行われた場合
・その他、委託会社が、約款に規定する「運用の基本方針」に沿った運用を達成するために必要と認めた場合
なお、調整の過程で余裕資金が発生した場合には、株式に投資するまでの間、コール・ローンなどによって運用する場合があります。

③ ブラックロック・インスティテューショナル・トラスト・カンパニー、エヌ．エイ．(BlackRock Institutional Trust Company, N.A.)に株式の貸付の指図に関する権限の全部または一部を委託します。

④ 資金動向、市況動向、残存信託期間等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

当ファンドは、業種構成比、銘柄別構成比等のポートフォリオ特性を限りなくベンチマークに近づけるようにポートフォリオを構築することにより、ベンチマークとの高い連動性を目指します。

※ 委託会社は、自己又は第三者の利益を図るために投資者の利益を害することとなる潜在的なおそれのある取引を行い又は行うことがある場合、投資者の利益を害しないことを確保するため、売買執行管理規程等の社内規程により管理します。

「JPX日経インデックス400（JPX日経400）」の著作権等について

1．「JPX日経インデックス400」は、株式会社日本取引所グループ及び株式会社東京証券取引所（以下、総称して「ＪＰＸグループ」という。）並びに株式会社日本経済新聞社（以下、「日経」という。）によって独自に開発された手法によって算出される著作物であり、「ＪＰＸグループ」及び「日経」は、「JPX日経インデックス400」自体及び「JPX日経インデックス400」を算定する手法に対して、著作権その他一切の知的財産権を有している。
2．「JPX日経インデックス400」を示す標章に関する商標権その他の知的財産権は、全て「ＪＰＸグループ」及び「日経」に帰属している。
3．「iシェアーズ　JPX日経400 ETF」は、投資信託委託業者等の責任のもとで運用されるものであり、「ＪＰＸグループ」及び「日経」は、その運用及び「iシェアーズ　JPX日経400 ETF」の取引に関して、一切の責任を負わない。
4．「ＪＰＸグループ」及び「日経」は、「JPX日経インデックス400」を継続的に公表する義務を負うものではなく、公表の誤謬、遅延又は中断に関して、責任を負わない。
5．「ＪＰＸグループ」及び「日経」は、「JPX日経インデックス400」の構成銘柄、計算方法、その他「JPX日経インデックス400」の内容を変える権利及び公表を停止する権利を有している。

(2)【投資対象】

① 投資の対象となる資産の種類（約款第20条）

この信託において投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

ａ．次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律で定めるものをいいます。以下同じ。）

イ．有価証券

ロ．デリバティブ取引に係る権利（金融商品取引法第２条第20項に規定するものをいい、約款第27条および第28条に定めるものに限ります。）

ハ．金銭債権（預金、コール・ローンを含みイ．およびニ．に掲げるものに該当するものを除きます。）

ニ．約束手形

ｂ．次に掲げる特定資産以外の資産

イ．為替手形

② 有価証券の指図範囲（約款第21条第１項）

委託会社は、信託財産を主として次の有価証券（金融商品取引法第２条第２項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図します。

(a) 株券または新株引受権証書

(b) 国債証券

(c) 地方債証券

(d) 特別の法律により法人の発行する債券

(e) 社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券（以下「分離型新株引受権付社債券」といいます。）の新株引受権証券を除きます。）

(f) 資産の流動化に関する法律に規定する特定社債券（金融商品取引法第２条第１項第４号で定めるものをいいます。）

(g) 特別の法律により設立された法人の発行する出資証券（金融商品取引法第２条第１項第６号で定めるものをいいます。）

(h) 協同組織金融機関の優先出資に関する法律に規定する優先出資証券（金融商品取引法第２条第１項第７号で定めるものをいいます。）

(i) 資産の流動化に関する法律に規定する優先出資証券または新優先出資引受権を表示する証券（金融商品取引法第２条第１項第８号で定めるものをいいます。）

(j) コマーシャル・ペーパー

(k) 新株引受権証券（分離型新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みます。以下同じ。）および新株予約権証券

(l) 外国または外国の者の発行する証券または証書で、前各号の証券または証書の性質を有するもの

(m) 投資信託または外国投資信託の受益証券（金融商品取引法第２条第１項第10号で定めるものをいいます。）

(n) 投資証券もしくは投資法人債券または外国投資証券（金融商品取引法第２条第１項第11号で定めるものをいいます。）

(o) 外国貸付債権信託受益証券（金融商品取引法第２条第１項第18号で定めるものをいいます。）

(p) オプションを表示する証券または証書（金融商品取引法第２条第１項第19号で定めるものをいい、有価証券に係るものに限ります。）

(q) 預託証書（金融商品取引法第２条第１項第20号で定めるものをいいます。）

(r) 外国法人が発行する譲渡性預金証書

(s) 指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第２条第１項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。）

(t) 抵当証券（金融商品取引法第２条第１項第16号で定めるものをいいます。）

(u) 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第２条第１項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの。

(v) 外国の者に対する権利で前号の有価証券の性質を有するもの

なお、(a)の証券または証書、(l)ならびに(q)の証券または証書のうち(a)の証券または証書の性質を有するものを以下「株式」といい、(b)から(f)までの証券および(l)ならびに(q)の証券または証書のうち(b)から(f)までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といい、(m)の証券および(n)の証券を以下「投資信託証券」といいます。

③ 金融商品の指図範囲（約款第21条第２項）

委託会社は、信託金を、②に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第２条第２項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。

(a) 預金

(b) 指定金銭信託（金融商品取引法第２条第１項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）

(c) コール・ローン

(d) 手形割引市場において売買される手形

(e) 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第２条第２項第１号で定めるもの

(f) 外国の者に対する権利で前号の権利の性質を有するもの

(3)【運用体制】

＜運用体制＞

- ファンドの運用・管理の各業務の役割分担を社内規程により定めております。
- ファンドの運用については委託会社の運用部門が統括しています。
- 社内には内部監査を担当する部門、ファンドの運用状況やリスク状況等をモニターし関連部署にフィードバックする部門、或いは投資委員会等の開催により、各ファンドの投資方針等に従って運用が行われているか確認する組織、機能が確立しています。
- 当ファンドの運用は、株式インデックス運用部（４名程度）が担当いたします。

＜意思決定プロセス＞

▼ポートフォリオの運用を始めるに先立って、運用上の基本的事項（運用目標、運用方針、信託約款、運用上の制約条件等）について、株式インデックス運用部会議にて運用基本方針・運用計画を決定します。運用基本方針・運用計画は、投資委員会に報告されます。

▼ポートフォリオの構築・運用にあたって必要な投資環境分析、市場分析および運用モデルの設定等については、各運用部が主体となって行っているポートフォリオ・マネジメント会議にて行われます。運用モデルを用いることにより特定個人の恣意が働きにくい運用を遂行しておりますが、それらが有効に働いているかどうかのモニタリング・改善策や、相場急変時における対応策等も同会議にて審議されます。

▼投資委員会では、運用のリスクおよびパフォーマンスについて定期的に分析・検討を行います。

※ファンドの運用体制等は、今後変更となる場合があります。

<u>ブラックロック・グループ</u>

ブラックロック・グループは、運用資産残高約4.64兆ドル＊（約558兆円）を持つ世界最大級の独立系資産運用グループであり、当社はその日本法人です。

当グループは、世界各国の機関投資家および個人投資家のため、株式、債券、キャッシュ・マネジメントおよびオルタナティブ商品といった様々な資産クラスの運用を行っております。また、機関投資家向けに、リスク管理、投資システム・アウトソーシングおよびファイナンシャル・アドバイザリー・サービスの提供を行っております。

＊ 2015年12月末現在。(円換算レートは１ドル＝120.295円を使用)

(4)【分配方針】

① 年２回の毎決算時（原則として２月９日および８月９日）に、経費等控除後の配当等収益（配当金、貸付有価証券に係る品貸料およびこれらに類する収益から支払利息を控除した額をいいます。）の全額を分配することを原則とします。

② 信託財産から生ずる配当等収益と前期から繰越した分配準備積立金は、信託の計算期間ごとに、信託報酬ならびに約款に規定する諸費用およびこれ等に係る消費税等（以下、本項目において「経費」といいます。）の額の合計額を控除し、前期から繰越した負数の分配準備積立金があるときはその全額を補てんした後、その残額を投資者に分配します。ただし、収益分配金額の調整のためその一部または全部を信託財産内に留保したときは分配準備積立金として積立て、次期以降の分配に充てることができます。なお、経費および負数の分配準備積立金を控除しきれないときは、その差額を負数の分配準備積立金として次期に繰越します。将来の分配金の支払いおよびその金額については保証するものではありません。

③ 毎計算期末に信託財産から生じた下記のａ．に掲げる利益の合計額より、ｂ．に掲げる損失の合計額を控除し、繰越欠損金があるときは、その全額を補填した後、次期に繰越します。

ａ．有価証券売買益、先物取引等取引益、追加信託差益金、交換差益金

ｂ．有価証券売買損、先物取引等取引損、追加信託差損金、交換差損金

(5)【投資制限】

① 株式への投資割合（約款第25条および運用の基本方針 ２．運用方法 (3)投資制限）

株式への投資割合には制限を設けません。

② 投資する株式等の範囲（約款第25条および運用の基本方針 ２．運用方法 (3)投資制限）

a. 委託会社が投資することを指図する株式、新株引受権証券および新株予約権証券は金融商品取引所に上場されている株式の発行会社の発行するものとします。ただし、株主割当または社債権者割当により取得する株式、新株引受権証券および新株予約権証券はこの限りではありません。

b. a. の規定にかかわらず、上場予定または登録予定の株式、新株引受権証券および新株予約権証券で目論見書等において上場または登録されることが確認できるものについては、委託会社が投資することを指図することができるものとします。

③ 株式の貸付の指図および範囲（約款第26条）

ａ．委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する株式をｂ．に定める範囲内で貸付の指図をすることができます。

ｂ．株式の貸付けは、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が、信託財産の保有する株式の時価合計額の50%を越えないこととします。

ｃ．ｂ．に定める限度額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。

ｄ．委託会社は、株式の貸付けにあたって必要と認めたときは、担保の受入れの指図を行うものとします。

④ 先物取引等の指図および範囲（約款第27条）

ａ．委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクを回避するため、わが国の金融商品取引所における有価証券先物取引（金融商品取引法第28条第８項第３号イに掲げるものをいいます。）、有価証券指数等先物取引（金融商品取引法第28条第８項第３号ロに掲げるものをいいます。）および有価証券オプション取引（金融商品取引法第28条第８項第３号ハに掲げるものをいいます。）ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。なお、選択権取引は、オプション取引に含めて取扱うものとします（以下同じ。）。

b．委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクを回避するため、わが国の取引所における金利に係る先物取引およびオプション取引ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。

⑤　スワップ取引の指図範囲（約款第28条）

a．委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクを回避するために、異なった受取金利または異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引（以下「スワップ取引」といいます。）を行うことの指図をすることができます。

b．スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が原則として信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。

c．スワップ取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。

d．委託会社は、スワップ取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。

⑥　デリバティブ取引等に係る投資制限（約款第29条）

デリバティブ取引等については、一般社団法人投資信託協会の規則に定める合理的な方法により算出した額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。

⑦　信用リスク集中回避のための投資制限（約款第29条の２）

一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として、それぞれ100分の10、合計で100分の20を超えないものとし、当該比率を超えることとなった場合には、委託会社は、一般社団法人投資信託協会規則に従い当該比率以内となるよう調整を行うものとします。

⑧　信用取引の指図範囲（約款第30条）

a．委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信用取引により株券を売付けることの指図をすることができます。なお、当該売付の決済については、株券の引渡しまたは買い戻しにより行うことの指図をすることができるものとします。

b．a．の信用取引の指図は、当該売付けにかかる建玉の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。

c．信託財産の交換等の事由により、b．の売付けにかかる建玉の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する売付けの一部を決済するための指図をするものとします。

d．委託会社は、a．の取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。

⑨　投資信託証券への投資割合（約款第21条第３項）

投資信託証券（上場投資信託証券を除きます。）への投資割合は、信託財産の純資産総額の５％以下とします。

⑩　同一の法人の発行する株式（投信法第９条）

委託会社は、同一の法人の発行する株式について、次のa．の数がb．の数を超えることとなる場合には、当該株式を投資信託財産で取得することを受託会社に指図しないものとします。

a．委託会社が運用の指図を行うすべてのファンドで保有する当該株式に係る議決権の総数

b．当該株式に係る議決権の総数に100分の50の率を乗じて得た数

3【投資リスク】

(1) 投資リスク

ファンドの基準価額は、組入れられている有価証券の値動きによる影響を受けます。これらの信託財産の運用により生じた損益はすべて投資者の皆様に帰属します。したがって、当ファンドは元金および元金からの収益の確保が保証されているものではなく、基準価額の下落により投資者は損失を被り、元金を割り込むことがあります。また、投資信託は預貯金と異なります。

当ファンドにかかる主なリスクは以下の通りです。

①基準価額の変動要因

ａ．国内株式投資のリスク

当ファンドは日本国内に本拠を置く企業の普通株式を主要投資対象とします。したがって、国内の経済および市場動向または組入株式の発行会社の経営・財務状況に応じて組入株式の株価および配当金が変動し、当ファンドの運用成果に影響を与えます。

ｂ．有価証券の貸付等におけるリスク

有価証券の貸付等において、取引先リスク（取引の相手方の倒産等により契約が不履行になる危険のこと）が生じる可能性があり、損失を被ることがあります。

②連動対象とする指数に関する留意点

ａ．対象指数と基準価額の乖離要因

ファンドは、基準価額が対象指数の動きと高位に連動することを目指しますが、主として次のような要因があるため、対象指数と一致した推移をすることを運用上約束するものではありません。

・信託財産の構成時および対象指数の構成銘柄の変更などによってポートフォリオの調整が行われる場合、個別銘柄の売買などにあたりマーケット・インパクトを受ける可能性があること、また、売買手数料などの取引費用を負担すること
・ポートフォリオを構築するまでの間、および組入銘柄の配当金や権利処理によって信託財産に現金が発生すること
・先物取引を利用した場合、先物価格と同指数との間に価格差があること
・信託報酬等および信託事務に関する諸費用を負担すること
・株式の貸付により、貸付報酬が得られること

ｂ．指数に関するリスク

当ファンドはベンチマークとなる指数の提供者が公表する価格や収益率に連動する運用成果を目指しますが、指数提供者による指数の構成や計算の局面における正確性は確保されていません。指数提供者は、指数の構成銘柄および計算方法等について開示していますが、指数に関するデータの品質、正確性または完全性について責任を負うものではなく、また、指数が開示された計算方法等に従って算出されたことを保証するものでもありません。当ファンドは、提供された指数に対して整合的な運用成果を得ることを目的としており、委託会社が指数提供者のエラーを補償し、またはその責任を負うものではありません。データの品質、正確性または完全性に関するエラーは時として起こり得るものであり、また、一定期間発見されず訂正されない可能性があります。指数提供者のエラーに関連する損益や費用は、当ファンドおよび投資者に帰属します。たとえば、指数に誤った構成銘柄が含まれる場合、公表された指数への連動を目指す当ファンドにおいても当該構成銘柄へのマーケット・エクスポージャーを有することとなる一方、他の構成銘柄へのエクスポージャーは低減することになります。このように、指数の誤りはファンドの運用成果に正または負の影響を及ぼす可能性があります。また、構成銘柄の誤りを修正する等のために指数が臨時にリバランスされ、それに伴いファンドのポートフォリオの調整が行われる場合、調整から生じる取引費用やマーケット・エクスポージャーは当ファンドが負担することになります。予定していないリバランスにより、ファンドの収益率が指数の収益率に正確に連動できないリスク（トラッキング・エラーのリスク）にさらされる可能性があります。したがって、指数提供者による指数の誤りや臨時のリバランスは、当ファンドにかかる費用とマーケット・エクスポージャー・リスクを増大させる可能性があります。

③ファンドの運営上のリスク

ａ．取得申込みの受付および交換請求の受付の停止・取消

金融商品取引所等における取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情があるときは、委託会社の判断により、受益権の取得申込みの受付けおよび交換請求の受付けを停止する場合があります。この場合、すでに受付けた取得申込みまたは交換請請求の取消を行う場合があります。

ｂ．ファンドの繰上償還

ファンドは、以下に該当することとなった場合は、受託会社と合意の上、信託を終了させることができます。

(a)受益権を上場したすべての金融商品取引所において上場廃止となった場合

(b)対象指数が廃止された場合

また、ファンドは投資者のため有利と認められる場合、その他やむを得ない事情が発生したとき等は、信託期間の途中でもファンドを償還させる場合があります。

ｃ．法令・税制・会計等の変更

法令・税制・会計方法等は今後変更される可能性があります。

ｄ．収益分配金に関する留意点

分配金は、預貯金の利息とは異なりファンドの純資産から支払われますので、分配金が支払われると、その金額相当分、基準価額は下がります。

分配金の水準は必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。

(2) リスクの管理体制

委託会社ではリスク管理を重視しており、独自開発のシステムを用いてリスク管理を行っております。具体的には、運用担当部門とは異なる部門においてファンドの投資リスクの計測・分析、投資制限のモニタリングなどを行うことにより、ファンドの投資リスクが運用方針に合致していることを確認し、その結果を運用担当部門にフィードバックするほか、社内の関係者で共有しております。また、委託会社の業務に関するリスクについて社内規程を定めて管理を行っております。

※　リスクの管理体制は、変更となる場合があります。

（参考情報）

当ファンドと他の代表的な資産クラスとの騰落率の比較

（2011年2月～2016年1月）

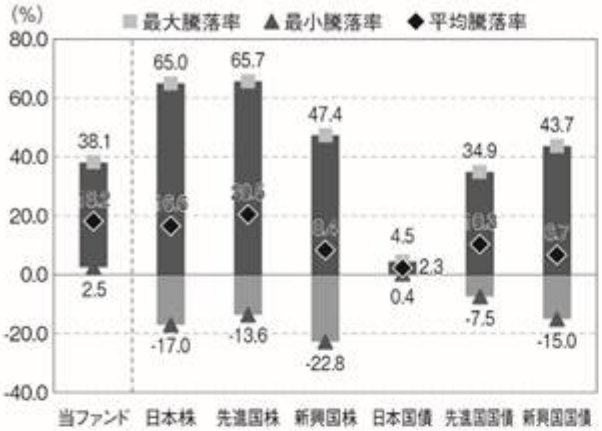

※上記グラフは、2011年2月～2016年1月の5年間の各月末における1年間の騰落率の平均・最大・最小を、当ファンドおよび他の代表的な資産クラスについて表示したものです。当ファンドについては、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算しており、実際の基準価額に基づいて計算した年間騰落率とは異なる場合があります。なお、当ファンドの設定日が2014年12月1日のため、設定前の期間のデータはベンチマークの数値を用いて計算しておりますので、当ファンドの実績とは異なります。

※全ての資産クラスが当ファンドの投資対象とは限りません。

※各資産クラスの指数

日本株…… 東証株価指数（配当込み）
先進国株…… MSCIコクサイ指数（配当込み、円ベース）
新興国株…… MSCIエマージング・マーケッツ・インデックス（配当込み、円ベース）
日本国債…… NOMURA－BPI国債
先進国国債… シティ世界国債インデックス（除く日本、円ベース）
新興国国債… J.P.モルガン・ガバメント・ボンド・インデックス－エマージング・マーケッツ・グローバル・ディバーシファイド（円ベース）

（注）海外の指数は、為替ヘッジなしによる投資を想定して、円ベースとしております。

当ファンドの年間騰落率および分配金再投資基準価額の推移

（2011年2月～2016年1月）

※上記グラフは、2011年2月～2016年1月の5年間の各月末における分配金再投資基準価額の1年間の騰落率および分配金再投資基準価額の推移を表示したものです。なお、設定前の期間については、ベンチマークの年間騰落率を表示しておりますので、当ファンドの実績ではありません。また、分配金再投資基準価額は2014年12月末から2016年1月末までの期間について表示しております。

※分配金再投資基準価額は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算しており、実際の基準価額と異なる場合があります。

＜各指数について＞

東証株価指数（配当込み）は、東京証券取引所第一部に上場されている全銘柄を対象に時価総額を指数として算出したものです。東証株価指数（配当込み）は、東京証券取引所の知的財産であり、この指数の算出、数値の公表、利用など株価指数に関するすべての権利は、東京証券取引所が有しています。東京証券取引所は、東証株価指数（配当込み）の算出もしくは公表の方法の変更、東証株価指数（配当込み）の算出もしくは公表の停止または東証株価指数（配当込み）の商標の変更もしくは使用の停止を行う権利を有しています。

MSCIコクサイ指数（配当込み、円ベース）およびMSCIエマージング・マーケッツ・インデックス（配当込み、円ベース）は、MSCI Inc.が開発、計算した株価指数です。MSCIコクサイ指数（配当込み、円ベース）は日本を除く世界の主要先進国の株式を、また、MSCIエマージング・マーケッツ・インデックス（配当込み、円ベース）は新興国の株式を対象として算出した指数です。同指数に関する著作権、知的財産その他の一切の権利は、MSCI Inc.に帰属します。また、MSCI Inc.は同指数の内容を変更する権利及び公表を停止する権利を有しています。

NOMURA－BPI国債は、野村證券株式会社が公表している指数で、日本国債の市場全体の動向を表す投資収益指数です。同指数に関する知的財産権は野村證券株式会社に帰属します。なお、野村證券株式会社は、NOMURA－BPI国債の正確性、完全性、信頼性、有用性を保証するものではなく、NOMURA－BPI国債を用いて行われるブラックロック・ジャパン株式会社の事業活動・サービスに関し一切責任を負いません。

シティ世界国債インデックス（除く日本、円ベース）は、シティグループ・インデックスLLCが公表する、日本を除く世界主要国の国債の総合投資利回りを指数化したものです。同指数に関する著作権、商標権、知的財産権その他の一切の権利は、シティグループ・インデックスLLCに帰属します。

J.P.モルガン・ガバメント・ボンド・インデックス・エマージング・マーケッツ・グローバル・ディバーシファイド（円ベース）は、J.P.モルガン・セキュリティーズ・エルエルシーが発表しており、新興国の現地通貨建ての国債を対象として算出した指数です。同指数に関する著作権はJ.P.モルガン・セキュリティーズ・エルエルシーに帰属しています。

4【手数料等及び税金】

(1)【申込手数料】

指定参加者は、当該指定参加者が定める申込手数料（消費税等相当額を含む。）を投資者から徴収することができるものとします。

詳しくは、指定参加者にお問い合わせください。なお、指定参加者については、委託会社までお問い合わせください。

申込手数料は、取得に関する事務手続き等の役務の対価として取得時にお支払いいただくものです。

(2)【換金（解約）手数料】

指定参加者は、投資者が交換を行うときおよび受益権の買取りを行うときは、当該投資者から、指定参加者が独自に定める手数料（消費税等相当額を含む。）を投資者から徴収することができるものとします。詳しくは、指定参加者にお問い合わせください。なお、指定参加者については、委託会社までお問い合わせください。

交換（買取）時手数料は、交換または買取りに関する事務手続き等の役務の対価として交換時または買取り時にお支払いいただくものです。

(3)【信託報酬等】

計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に対し年0.1836%（税抜年0.17%）の率を乗じて得た金額とします。信託報酬に係る委託会社および受託会社間の配分および当該報酬を対価とする役務の内容は次のとおりとします。

	信託報酬の配分	役務の内容
委託会社	年0.1512% (税抜0.14%)	ファンドの運用、基準価額の計算、各種書類の作成等
受託会社	年0.0324% (税抜0.03%)	運用財産の管理、委託会社からの指図の実行等

上記の信託報酬の総額は、毎計算期間末または信託終了のとき信託財産中から支弁するものとします。

(4)【その他の手数料等】

① 信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用および受託会社の立替えた立替金の利息は、投資者の負担とし、信託財産中より支弁されます。

② 信託財産の組入有価証券の売買の際に発生する売買委託手数料、売買委託手数料に係る消費税等相当額、先物取引等に要する費用は信託財産中より支弁されます。

③ 信託財産に係る監査費用および当該監査費用に係る消費税等相当額は、信託報酬支払い時に信託財産中から支弁されます。

④ 取得申込みの際に、指定参加者もしくは投資者が発行した株式またはその親会社（会社法第２条第１項第４号に規定する親会社をいいます。以下同じ。）が発行した株式が対象指数構成銘柄に含まれる場合には、指定参加者もしくは投資者は、委託会社が別に定める金額*を、当該株式を当該指定参加者もしくは投資者に代わり取得する際の経費として支払うものとします。

⑤　交換の際に交換請求を行った指定参加者もしくは交換請求者が対象指数構成銘柄である株式の発行会社またはその子会社（会社法第２条第１項第３号に規定する子会社をいう。以下同じ。）である場合に、指定参加者または交換請求者が受取る受益権の時価評価額は、委託会社が別に定める金額*を、当該株式を当該指定参加者もしくは交換請求者に代わり売却する際の経費として控除したものとなります。

*　上記の別に定める金額は、本書類作成時現在、当該銘柄の時価総額に0.2%を上限とした率を乗じて得た額とします。ただし、当該料率は今後変更になる可能性があります。

⑥　株式の貸付を行った場合、ファンドの収益となる品貸料に50%以内を乗じて得た額が報酬としてファンドから運用の委託先等に支払われます。

※　その他の費用・手数料等については、運用状況等により変動するものであり、事前に料率、上限額等を表示することができません。

(5)【課税上の取扱い】

課税上は特定株式投資信託として取扱われます。

①　個人の投資者に対する課税

ａ．受益権の売却時

原則として、譲渡益につき20.315%(所得税15.315%、地方税５%)の税率が適用となる「申告分離課税」の取扱いとなります。源泉徴収選択口座においては申告が不要となる特例があります。

ｂ．収益分配金の受取り時

原則として、分配金の受取り時に20.315%(所得税15.315%、地方税５%)の税率による源泉徴収が適用となります。確定申告を行い申告分離課税または総合課税を選択することも可能です。総合課税を選択した場合、配当控除が適用され、株式の配当金と同様に扱われます。

ｃ．受益権と現物株式との交換

交換される場合には、指定参加者にお問い合わせください。指定参加者につきましては、照会先までお問い合わせください。

ｄ．譲渡損失と収益分配金との間の損益通算の特例の創設

売却時および交換時の差損（譲渡損失）については、確定申告により上場株式等の配当所得および特定公社債等の利子所得の金額（申告分離課税を選択した収益分配金・配当金に限ります。）との通算が可能です。

※少額投資非課税制度「愛称：ＮＩＳＡ（ニーサ）」がご利用になれます。ＮＩＳＡをご利用の場合、毎年、一定額の範囲で新たに購入した公募株式投資信託等から生じる配当所得および譲渡所得が一定期間非課税となります。ご利用になれるのは、非課税口座を開設するなど、一定の条件に該当する方が対象となります。なお、ＮＩＳＡの口座では、特定口座や一般口座で生じた配当所得および譲渡所得との損益通算はできません。非課税の対象となる金額、期間等を含めて詳しくはお取扱いの第一種金融商品取引業者にお問い合わせください。

② 法人の投資者に対する課税

a．受益権の売却時

通常の株式の売却時と同様に、受益権の取得価額と売却価額との差額について、他の法人所得と合算して課税されます。

b．収益分配金の受取り時

原則として、分配金の受取り時に15.315%(所得税15.315%)の税率による源泉徴収が適用となります。収益分配金は益金不算入の対象となり、その限度は株式の配当金と同様の取扱いとなります。

c．受益権と現物株式との交換

交換される場合には、指定参加者にお問い合わせください。指定参加者につきましては、照会先までお問い合わせください。

※ 税法が改正された場合等には、上記「(5)課税上の取扱い」の内容が変更となる場合があります。詳細はお申込みの際にご確認ください。

※ 課税上の取扱いの詳細につきましては、税務専門家に確認されることをお勧めいたします。

5 【運用状況】

(1)【投資状況】

平成28年１月末現在

資産の種類		金額（円）	投資比率（%）
株式		51,089,397,990	98.54
	内　日本	51,089,397,990	98.54
コール・ローン、その他の資産（負債控除後）		757,537,042	1.46
純資産総額		51,846,935,032	100.00

（注）投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

(2) 【投資資産】

①【投資有価証券の主要銘柄】

a．上位30銘柄　　平成28年１月末現在

	銘柄	国／地域	業種	数量	帳簿価額 単価(円) 金額(円)	評価額 単価(円) 金額(円)	投資比率(%)
1	日本たばこ産業	日本	食料品	212,000	4,484.56 950,727,365	4,661.00 988,132,000	1.91
2	日本電信電話	日本	情報・通信業	193,100	4,754.99 918,189,029	5,028.00 970,906,800	1.87
3	ＫＤＤＩ	日本	情報・通信業	293,800	3,049.76 896,022,337	3,008.00 883,750,400	1.70
4	武田薬品	日本	医薬品	135,900	6,056.29 823,050,883	5,773.00 784,550,700	1.51
5	本田技研	日本	輸送用機器	219,000	4,129.69 904,402,196	3,341.00 731,679,000	1.41
6	セブン＆アイ・ＨＬＤＧＳ	日本	小売業	134,300	5,576.95 748,985,381	5,312.00 713,401,600	1.38
7	トヨタ自動車	日本	輸送用機器	95,400	7,787.00 742,880,070	7,200.00 686,880,000	1.32
8	ソフトバンクグループ	日本	情報・通信業	128,900	6,890.26 888,155,008	5,265.00 678,658,500	1.31
9	みずほフィナンシャルＧ	日本	銀行業	3,263,400	255.86 834,987,665	205.80 671,607,720	1.30
10	三井住友フィナンシャルＧ	日本	銀行業	168,000	5,245.74 881,284,925	3,980.00 668,640,000	1.29
11	東日本旅客鉄道	日本	陸運業	59,400	11,750.66 697,989,291	10,990.00 652,806,000	1.26
12	東海旅客鉄道	日本	陸運業	29,000	21,413.62 620,995,018	22,105.00 641,045,000	1.24
13	アステラス製薬	日本	医薬品	382,800	1,819.47 696,494,879	1,650.00 631,620,000	1.22
14	ＮＴＴドコモ	日本	情報・通信業	248,100	2,573.42 638,467,910	2,527.00 626,948,700	1.21
15	三菱ＵＦＪフィナンシャルＧ	日本	銀行業	985,300	838.57 826,251,360	609.40 600,441,820	1.16
16	花　王	日本	化学	91,800	6,068.58 557,096,086	6,395.00 587,061,000	1.13
17	キヤノン	日本	電気機器	175,400	3,893.37 682,897,620	3,342.00 586,186,800	1.13
18	三菱地所	日本	不動産業	240,000	2,712.34 650,962,260	2,367.50 568,200,000	1.10
19	東京海上ＨＤ	日本	保険業	129,700	5,019.08 650,975,906	4,248.00 550,965,600	1.06
20	日産自動車	日本	輸送用機器	457,500	1,186.70 542,916,308	1,180.00 539,850,000	1.04
21	ファナック	日本	電気機器	33,400	21,239.75 709,407,679	15,810.00 528,054,000	1.02
22	ブリヂストン	日本	ゴム製品	115,500	4,526.08 522,763,271	4,336.00 500,808,000	0.97
23	富士重工業	日本	輸送用機器	103,100	4,571.04 471,275,144	4,856.00 500,653,600	0.97
24	日　立	日本	電気機器	832,000	736.93 613,127,137	586.40 487,884,800	0.94
25	三井不動産	日本	不動産業	171,000	3,496.41 597,886,420	2,803.00 479,313,000	0.92

	銘柄	国／地域	業種	数量	帳簿価額 単価(円) 金額(円)	評価額 単価(円) 金額(円)	投資比率(%)
26	村田製作所	日本	電気機器	34,200	17,240.10 589,611,435	13,695.00 468,369,000	0.90
27	三菱商事	日本	卸売業	241,900	2,309.36 558,636,060	1,905.50 460,940,450	0.89
28	キーエンス	日本	電気機器	7,500	60,216.75 451,625,642	55,920.00 419,400,000	0.81
29	デンソー	日本	輸送用機器	80,900	5,896.42 477,020,435	5,160.00 417,444,000	0.81
30	パナソニック	日本	電気機器	372,900	1,386.30 516,953,202	1,114.00 415,410,600	0.80

（注）投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該銘柄の評価額の比率です。

b．種類別および業種別投資比率

平成28年１月末現在

種類	業種	投資比率（%）
株式	鉱業	0.39
	建設業	2.99
	食料品	4.95
	繊維製品	0.49
	パルプ・紙	0.16
	化学	6.49
	医薬品	6.90
	石油・石炭製品	0.06
	ゴム製品	1.21
	ガラス・土石製品	0.95
	鉄鋼	1.15
	非鉄金属	0.90
	金属製品	0.28
	機械	4.53
	電気機器	11.48
	輸送用機器	9.21
	精密機器	1.74
	その他製品	0.58
	電気・ガス業	0.89
	陸運業	5.83
	海運業	0.14
	空運業	0.41
	倉庫・運輸関連業	0.02
	情報・通信業	7.91
	卸売業	4.19
	小売業	4.78
	銀行業	6.86
	証券、商品先物取引業	1.48
	保険業	3.23
	その他金融業	1.61
	不動産業	3.41
	サービス業	3.32
合計		98.54

（注）投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該業種の評価額の比率をいいます。

②【投資不動産物件】

該当事項はありません。

③【その他投資資産の主要なもの】

平成28年１月末現在

種類	地域	取引所	資産名	買建/売建	数量（枚）	帳簿価額（円）	時価評価額（円）	投資比率（%）
株価指数先物取引	日本	大阪証券取引所	JPX日経400先物取引	買建	556	782,981,144	720,854,000	1.39

（注１）投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の評価金額の比率です。
（注２）評価金額は、当該取引所の発表する計算日に知りうる直近の日の清算値段又は最終相場で評価しております。

(3) 【運用実績】

①【純資産の推移】

平成28年１月末現在、同日前１年以内における各月末および各計算期間末の純資産の推移は次の通りです。

計算期間末または各月末	純資産総額		基準価額		市場価格（円）
	分配落（円）	分配付（円）	分配落（円）	分配付（円）	
第１計算期間(平成27年８月９日)	42,079,620,930	42,361,978,757	15,201	15,303	15,230
第２計算期間(平成28年２月９日)	46,868,941,738	47,249,647,978	11,819	11,915	11,820
平成27年１月末現在	26,038,942,904	－	12,843	－	12,850
平成27年２月末現在	29,962,989,792	－	13,843	－	13,840
平成27年３月末現在	28,068,752,721	－	14,144	－	14,160
平成27年４月末現在	36,219,794,577	－	14,543	－	14,530
平成27年５月末現在	40,105,548,050	－	15,258	－	15,250
平成27年６月末現在	41,115,698,879	－	14,862	－	14,830
平成27年７月末現在	41,823,756,272	－	15,108	－	15,100
平成27年８月末現在	39,641,543,966	－	13,859	－	13,840
平成27年９月末現在	42,398,012,185	－	12,769	－	12,770
平成27年10月末現在	53,501,782,524	－	14,152	－	14,150
平成27年11月末現在	55,047,228,589	－	14,386	－	14,390
平成27年12月末現在	54,032,180,926	－	14,120	－	14,130
平成28年１月末現在	51,846,935,032	－	13,074	－	13,120

（注）市場価格とは、東京証券取引所における当日終値です。ただし、当日の終値がつかない場合においては、直近日の終値を記載しています。

②【分配の推移】

	１口当たりの分配金（円）
第１計算期間	102
第２計算期間	96

③【収益率の推移】

	基準価額の収益率の推移	市場価格の収益率の推移
	収益率（%）	収益率（%）
第１計算期間	19.2	18.7
第２計算期間	△21.6	△22.4

（注1） 各計算期間の収益率は、計算期間末の基準価額（分配付の額。）から、当該計算期間の直前の計算期間末の基準価額（分配落の額。以下「前期末基準価額」といいます。）を控除した額を前期末基準価額で除して得た数に100を乗じた数を記載しております。

（注2） 各計算期間の市場価格の収益率は、計算期間末の市場価格から、当該計算期間の直前の計算期間末の市場価格（以下「前期末市場価格」といいます。）を控除した額を、前期末市場価格で除して得た数に100を乗じた数を記載しております。

(4) 【設定及び解約の実績】

期　　間	設定口数	解約口数
第１計算期間	3,218,470口	450,182口
第２計算期間	1,564,000口	366,598口

（参考情報）

運用実績（2016年１月29日現在）

基準価額･純資産の推移

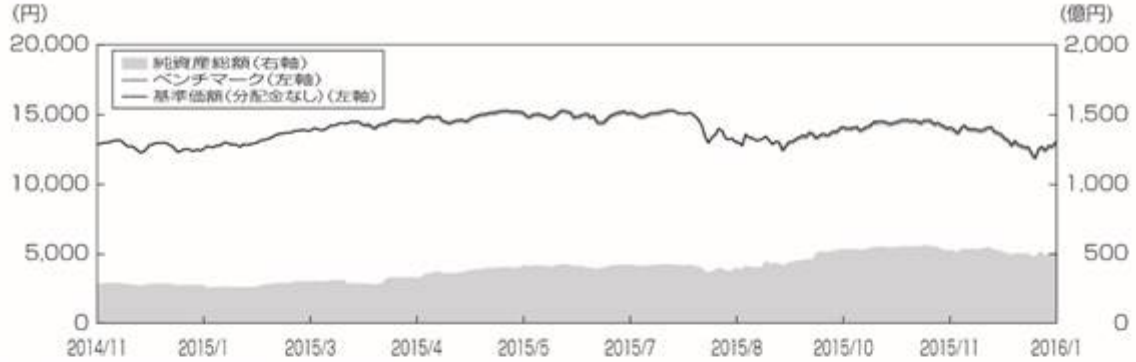

※基準価額は信託報酬控除後の値です。信託報酬等については、後述の「ファンドの費用」をご覧ください。

分配の推移

設定来累計		102円
第1期	2015年 8月	102円

※分配金は税引前、1口当たり

主要な資産の状況

組入上位10銘柄(%)

	銘柄名	業種	比率
1	日本たばこ産業	食料品	1.9
2	日本電信電話	情報･通信業	1.9
3	KDDI	情報･通信業	1.7
4	武田薬品	医薬品	1.5
5	本田技研	輸送用機器	1.4
6	セブン&アイ･HLDGS	小売業	1.4
7	トヨタ自動車	輸送用機器	1.3
8	ソフトバンクグループ	情報･通信業	1.3
9	みずほフィナンシャルG	銀行業	1.3
10	三井住友フィナンシャルG	銀行業	1.3

年間収益率の推移

※2014年のファンドの収益率は設定日(12月1日)から年末までの収益率を表示しています。
※ファンドの収益率は、基準価額(分配なし)をもとに算出しております。
※2013年はベンチマークの8月30日から年末までの収益率を表示しています。2005年から2012年の収益率は、ベンチマークが存在しないため記載を行っておりません。

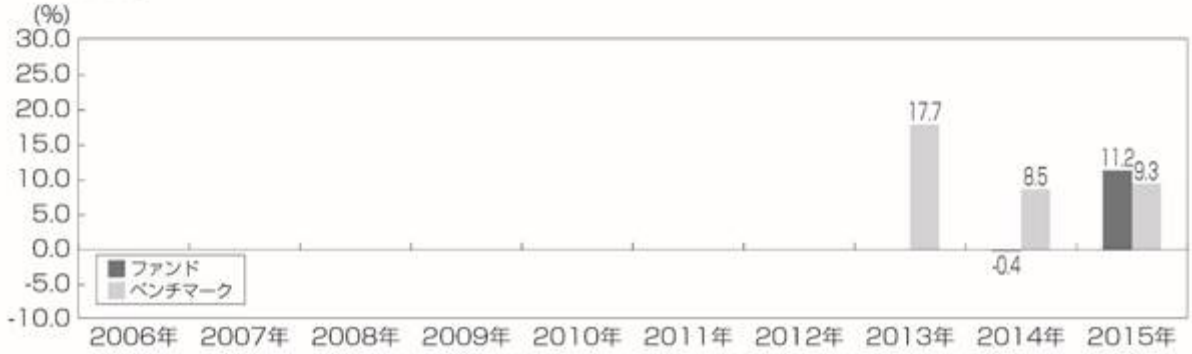

※　運用実績・データ等は作成日現在および過去のものであり、今後の運用成果を保証するものではありません。

※　ベンチマークはあくまでも参考情報であり、ファンドの運用実績ではありません。

※　ファンドの運用状況は別途、委託会社のホームページにて開示しております。

第２【管理及び運営】

１【申込（販売）手続等】

①　申込期間中の毎営業日に、受益権の募集が行われます。指定参加者は、受益権の取得申込みを受付けます。
指定参加者については、下記の照会先までお問い合わせください。

ブラックロック・ジャパン株式会社
電話番号　：03-6703-4110（受付時間　営業日の9：00～17：00）
インターネットホームページ：www.blackrock.com/jp/

②　委託会社は、１クリエーション・ユニット相当の口数を取得するために必要な株式として委託会社が指定する対象指数構成銘柄および金銭を、ＰＣＦとして、取得申込日の前営業日に指定参加者に提示します。

③　指定参加者は、受益権の取得申込みを取次ぐことができ、指定参加者が取得申込みを取次ぐ投資者にＰＣＦを提示します。

④　委託会社は、取得申込日の午後３時までに委託会社が指定する対象指数構成銘柄および金銭と交換で１クリエーション・ユニットの整数倍に相当する口数の受益権の取得申込みを受付けます。

⑤　受益権の申込価額は、取得申込日の基準価額とします。なお、指定参加者は申込手数料（消費税等相当額を含む。）を徴収することができるものとします。当該申込手数料は、指定参加者が収受するものとします。

⑥　④の規定にかかわらず、委託会社は、次の１．から７．の期日および期間については、受益権の取得申込みに応じないことがあります。この場合はＰＣＦを提示しません。

１．計算期間終了日の２営業日前から当該計算期間終了日の前営業日までの間（ただし計算期間終了日が休業日の場合は、計算期間終了日の３営業日前から当該計算期間の前営業日までの間）
２．委託会社が、約款に規定する「運用の基本方針」に沿った運用に支障を来すおそれのあるやむを得ない事情が生じたものと認めたとき
３．対象指数構成銘柄の配当落日および権利落日の各々前営業日から翌営業日までの間
４．対象指数構成銘柄の変更の実施日および銘柄の株数変更実施日の各々前営業日から翌営業日までの間
５．対象指数構成銘柄の株式移転および合併等による当該銘柄の上場廃止日の前営業日から、当該株式移転および合併等に伴う新規銘柄の対象指数への採用日の翌営業日までの間
６．対象指数構成銘柄の売買停止日
７．上記１．から６．のほか、委託会社がこのファンドの運営に支障を来すおそれのあるやむを得ない事情が生じたものと認めたとき

⑦　②に規定する各銘柄の株式に指定参加者もしくは投資者が発行した株式またはその親会社が発行した株式が含まれる場合には、指定参加者もしくは投資者はこれに代えて当該株式に相当する金銭、およびこれを当該信託財産において取得するために必要な経費に相当する金銭として委託会社が別に定める金額*をもって当該一定口数の受益権を取得するものとします。また、②に規定する各銘柄の評価額が交付される当該一定口数の受益権の評価額に満たない場合には、その差額に相当する部分に限り金銭をもって充当するものとします。

*　上記の別に定めると金額は、本書類作成時現在、当該銘柄の時価総額に0.2%を上限とした率を乗じて得た額とします。ただし、当該料率は今後変更になる可能性があります。

⑧　⑦に該当する場合には、指定参加者は、委託会社にその旨を委託会社が別に定める方法により通知するものとします。この通知が取得申込の際に行われなかった場合において、信託財産その他に損害が生じた場合には、指定参加者がすべての責を負うものとします。

⑨　委託会社は、金融商品取引所における取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情があるときは、⑥の規定にかかわらず、受益権の取得申込みの受付けの停止およびすでに受付けた取得申込みの取消し、またはその両方を行うことができます。

⑩　指定参加者および投資者は委託会社がその取得申込を受付けたとき以降はその取得申込を取り消す事ができません。

⑪　指定参加者は、取得申込日から起算して４営業日目（以下「引渡期限」といいます。）までに当該取得申込みに必要な株式および金銭を受託会社に引渡すものとします。

⑫　委託会社は、受託会社が⑪に規定する株式の引渡しを受けたことを確認したうえで、指定参加者または指定参加者を通じて投資者に受益権を交付するものとします。

⑬　委託会社は、指定参加者が受託会社に引渡そうとする株式の評価額が取得申込みに係る１クリエーション・ユニットの整数倍の受益権の価額を上回る場合には、クリエーション・ユニットを調整することとします。

⑭　指定参加者は、受益権の投資者が委託会社に引渡すべき取得時のクリエーション・ユニットを構成する各銘柄および金銭の全部または一部の引渡し（以下「全部または一部の引渡し」といいます。）を引渡期限までに行うことが困難であると判断した場合、直ちに、委託会社および受託会社にこれを通知するものとします。

⑮　委託会社は、⑭の通知を踏まえ、約款に定める「運用の基本方針」に沿った運用、受益権の取得申込み・交換その他この信託の運営に支障を来すおそれがないものと委託会社が認める期間内に全部または一部の引渡しができないと判断した場合は、指定参加者および取得申込者からすでに受付けた取得申込みの取消しを行うことができます。

⑯　⑮において、全部または一部の引渡しができないことに起因して信託財産その他に損害が生じた場合には、指定参加者がすべての責を負うものとします。

2【換金（解約）手続等】

① 信託の一部解約

投資者は、自己に帰属する受益権について、信託期間中においてこの信託の一部解約の実行を請求することはできません。

② 受益権と信託財産に属する株式との交換

ａ．指定参加者および一定口数以上の交換請求を行う投資者（以下「交換請求者」といいます。）は、委託会社または指定参加者に対し、交換請求受付日の午後３時までに、１クリエーション・ユニットの整数倍の振替受益権をもって、当該請求に係る受益権とその信託財産に属する株式のうち、当該受益権の価額に相当する株式との交換を請求することができます。

ｂ．委託会社は、ＰＣＦを交換請求受付日の前営業日に指定参加者に提示します。

ｃ．指定参加者は、交換請求を取次ぎ、交換請求者にＰＣＦを提示します。

ｄ．委託会社は、次の１．から７．の期日および期間については、交換請求に応じない場合があります。この場合、ＰＣＦは提示しません。

１．計算期間終了日の２営業日前から当該計算期間終了日の前営業日までの間（ただし計算期間終了日が休業日の場合は、計算期間終了日の３営業日前から当該計算期間の前営業日までの間）
２．委託会社が、約款に規定する「運用の基本方針」に沿った運用に支障を来すおそれのあるやむを得ない事情が生じたものと認めたとき
３．対象指数構成銘柄の配当落日および権利落日の各々前営業日から翌営業日までの間
４．対象指数構成銘柄の変更の実施日および銘柄株数の変更実施日の各々前営業日から翌営業日までの間
５．対象指数構成銘柄の株式移転および合併等による当該銘柄の上場廃止日の前営業日から、当該株式移転および合併等に伴う新規銘柄の対象指数への採用日の翌営業日までの間
６．対象指数構成銘柄の売買停止日
７．１．から６．のほか、委託会社がこのファンドの運営に支障を来すおそれのあるやむを得ない事情が生じたものと認めたとき

ｅ．交換時の受益権の価額は、交換請求受付日の基準価額とします。当該基準価額の算出方法、算出頻度については「第３管理及び運営　３ 資産管理等の概要　(1)資産の評価」をご覧ください。指定参加者は個別に定める取次ぎ手数料（消費税等相当額を含む。）を徴することができるものとします。

ｆ．委託会社は、交換しようとする株式の評価額が交換請求に係る１クリエーション・ユニットの整数倍の受益権の価額を上回る場合には、クリエーション・ユニットを調整することとします。

ｇ．委託会社は、金融商品取引所における取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情があるときおよび委託会社が必要と認めるときは、交換請求の受付の中止、交換請求の受付の取消しまたはその両方を行うことができます。

ｈ．ｇ．の規定により、交換請求の受付を中止したときは、当該受付中止以前に受付け、かつ、委託会社が受付の取消を行わない場合の交換の価額は、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に交換の請求を受付けたものとして、ｅ．の規定に準じて計算されたものとします。

ｉ．指定参加者および交換請求者は委託会社がその交換請求を受付けたとき以降はその交換請求を取り消す事ができません。

ｊ．交換の請求を行った指定参加者および交換請求者が、対象指数構成銘柄である株式の発行会社またはその子会社である場合には、交換必要口数から、当該発行会社の個別銘柄時価総額に相当する口数の受益権を除いた口数の受益権と、取引所売買単位の整倍数となる株式（当該発行会社の株式を除きます。）を交換するよう指図するものとします。この場合の個別銘柄時価総額は、法令および一般社団法人投資信託協会規則に従って得た時価から、当該株式売却および当該売却代金により信託財産中の株式の銘柄およびその数量を変更する為の取引にかかる経費に相当する金額として委託会社が別に定める金額*を乗じて得た額を控除した額とします。

＊　上記の別に定める金額は、本書類作成時現在、当該銘柄の時価総額に0.2%を上限とした率を乗じて得た額とします。ただし、当該料率は今後変更になる可能性があります。

ｋ．指定参加者および交換請求者は、委託会社の指定する期限までに当該交換に係る振替受益権の抹消の申請を振替機関に対して行うものとします。受託会社は、交換のために振替受益権の抹消の申請が振替機関に受付けられたことを確認した場合に、委託会社の指図に従い、振替機関の定める方法により信託財産に属する交換株式に係る振替請求を行うものとします。交換株式の交付に際しては、原則として当該指定参加者または交換請求者に交換請求受付日から起算して４営業日目から信託財産に属する株式の交付を行います。

ｌ．ｊ．に該当する場合に指定参加者は交換の請求を行う際に委託会社にその旨を委託会社が別に定める方法により通知するものとします。

ｍ．ｌ．の通知が交換の請求の際に行われなかった場合において、そのことによって信託財産その他に損害が生じたときには、交換の請求を取次いだ指定参加者がその責を負うものとします。

ｎ．指定参加者は、指定参加者もしくは交換請求者が抹消の申請をすべき振替受益権の全部または一部につき抹消の申請が委託会社の指定する期限までに振替機関に受付けられることが困難であると判断した場合、直ちに、委託会社および受託会社にこれを通知するものとします。

ｏ．　委託会社は、ｎ．の通知を踏まえ、約款に定める「運用の基本方針」に沿った運用、受益権の取得申込み・交換その他この信託の運営に支障を来すおそれがないものと委託会社が認める期間内に振替受益権の全部または一部の抹消の申請が振替機関に受付けられないと判断した場合は、指定参加者および交換請求者から受付けた交換請求を取り消すことができます。

ｐ．　ｏ．において、振替受益権の抹消の申請ができないことに起因して信託財産その他に損害が生じた場合には、指定参加者がすべての責を負うものとします。

ｑ．委託会社は、指定参加者または交換請求者が抹消すべき振替受益権の振替口座からの抹消が完了したことを確認したうえで、指定参加者または指定参加者を通じて交換請求者に株式を交付するものとします。

ｒ．委託会社は交換請求日の翌営業日以降、交換によって抹消されることとなる振替受益権と同口数の受益権を失効したものとして取扱うこととし、受託会社は当該受益権にかかる振替受益権が交換株式の振替日に抹消済みであることを確認するものとします。

③　受益権の買取り（買取請求制）

ａ．指定参加者は、次の１．と２．に該当する場合で、投資者の請求があるときは、買取請求受付日の午後３時までに受付けたものを当日の申込みとして、その受益権を買取ります。ただし、２．の場合の請求は、信託終了日の２営業日前までとします。

１．交換により生じた取引所売買単位未満の振替受益権

２．受益権を上場したすべての金融商品取引所において上場廃止になった場合

ｂ．買取価額は、買取請求を受付けた日の基準価額とします。

ｃ．指定参加者は、受益権の買取りを行うときは、基準価額に指定参加者が個別で定める率を乗じて得た手数料および当該手数料に係る消費税等相当額を徴することができるものとします。

ｄ．指定参加者は、金融商品取引所における取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情があるときは、委託会社との協議に基づいて受益権の買取りを停止することおよびすでに受付けた受益権の買取りを取り消すことができます。

ｅ．受益権の買取りが停止された場合には、投資者は買取り停止以前に行った当日の買取請求を撤回できます。ただし、投資者がその買取請求を撤回しない場合には、当該受益権の買取価額は、買取り停止を解除した後の最初の基準価額の計算日に買取請求を受付けたものとして、上記に準じて計算されたものとします。

④　信託終了時の交換

ａ．委託会社は、この信託が終了することとなったときは、クリエーション・ユニットの整数倍の受益権を有する投資者に対しては、当該受益権の信託財産に対する持分に相当する株式を当該受益権として振替口座簿に記載または記録されている振替受益権と引き換えに交換するものとします。

ｂ．ａ．の交換は、指定参加者の営業所において行うものとします。

ｃ．ａ．の交換に係る受益権の評価額は信託終了日の５営業日前の基準価額とします。この場合において、投資者が交換により取得する個別銘柄の有価証券の数は、信託終了日の５営業日前の日における当該有価証券の評価額に基づいて計算された数とし、取引所売買単位の整倍数とします。

ｄ．対象指数に採用されている銘柄の株式の発行会社等である投資者が、ｃ．の定めによって交換する場合には、委託会社は当該発行会社の株式の個別時価総額に相当する口数の受益権を買取ることを受託会社に指図します。この場合の個別時価総額は、信託終了日の４営業日前の寄付き以降成行きの方法またはこれに準ずるものとして合理的な売却の方法によって当該株式を売却した額（売却するのに必要な経費を控除した後の金額）とします。

ｅ．ｄ．の規定により信託財産が買取った受益権については、ｄ．の個別時価総額が確定した日から４営業日目に金銭の交付を行います。

ｆ．指定参加者は、ａ．による交換を行うときは、当該投資者から指定参加者が定める手数料および当該手数料に係る消費税等に相当する金額を徴することができます。

ｇ．ａ．の有価証券の交換は、原則として、交換のための振替受益権の抹消の申請が振替機関に受付けられたことを受託会社が確認した日の翌営業日から起算して３営業日目から行います。

ｈ．委託会社は、信託終了日の４営業日前の日以降、交換によって抹消されることとなる振替受益権と同口数の受益権（ｄ．により信託財産が買取った受益権を含みます。）を失効したものとして取り扱うこととし、受託会社は、当該受益権に係る振替受益権が交換有価証券の振替日に抹消済みであることを確認するものとします。

ｉ．ａ．およびｃ．の規定にかかわらず、次の場合には信託終了時の受益権の価額をもとに、委託会社が信託の終了に関して指定する指定参加者が買取りを行うことを原則とします。

１．ａ．において、投資者の有する口数から有価証券の交換に要した口数を控除した後に残余の口数を生じた場合の残余の口数の振替受益権

２．ａ．における１クリエーション・ユニットに満たない振替受益権（取引所売買単位未満の振替受益権を含みます。）

ｊ．ｉ．に規定する指定参加者は、ｉ．の買取りを行うときは、当該指定参加者が個別に定める手数料および当該手数料に対する消費税等相当額を徴することができるものとします。

ｋ．委託会社が信託終了に関して指定する指定参加者は、その所有に係るすべての受益権を交換請求するものとします。交換により交付される株式に当該指定参加者の自社株式等が含まれる場合には、委託会社は受託会社に対しこれを売却する指図をするとともに、当該自社株式等の評価額に相当する口数の受益権を、受託会社は信託財産をもって買取るものとします。

３【資産管理等の概要】

(1)【資産の評価】

＜基準価額＞

基準価額とは、信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券を除きます。）を法令および一般社団法人投資信託協会規則にしたがって時価により評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（以下「純資産総額」といいます。）を計算日における受益権口数で除した金額をいいます。基準価額は組入れる有価証券等の値動きなどにより日々変動します。

日々の基準価額は、指定参加者にお問い合わせいただくか、または委託会社への電話により知ることが出来ます。

ブラックロック・ジャパン株式会社 電話番号　：03-6703-4110（受付時間　営業日の9：00～17：00） インターネットホームページ：www.blackrock.com/jp/

＜有価証券等の評価基準＞

国内株式：原則として、基準価額計算日の金融商品取引所の最終相場で評価します。

(2)【保管】

該当事項はありません。

(3)【信託期間】

当ファンドの信託期間は無期限とします。ただし、ファンドの繰上償還条項に該当することとなった場合には、信託契約を解約し、当該信託を終了させる場合があります。

(4)【計算期間】

当ファンドの計算期間は、毎年２月10日から８月９日まで、および８月10日から翌年２月９日までとすることを原則とします。だだし、第１期計算期間は信託契約締結日から平成27年８月９日までとし、最終計算期間の終了日は前記(3)信託期間に定める信託期間の終了日とします。

(5)【その他】

①　信託契約の終了

ａ．委託会社は、この信託契約を終了することが投資者のため有利であると認めるとき、またはやむを得ない事情が発生した場合には、受託会社と合意のうえ、信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託会社は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

ｂ．委託会社は、受益権を上場したすべての金融商品取引所において上場廃止になったとき、または、対象指数が廃止されたときは、受託会社と合意のうえ、信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託会社は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

ｃ．委託会社は、ａ．について、書面による決議（以下「書面決議」といいます。）を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびにファンドの償還の理由などの事項を定め、当該決議の日の２週間前までに、この信託約款に係る知れている投資者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を発します。

ｄ．ｃ．の書面決議において、投資者（委託会社およびこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権に係る投資者としての受託会社を除きます。以下d．において同じ。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知れている投資者が議決権を行使しないときは、当該知れている投資者は書面決議について賛成するものとみなします。

ｅ．ｃ．の書面決議は議決権を行使することができる投資者の議決権の３分の２以上に当たる多数をもって行います。

ｆ．ｃ．～ｅ．までの規定は、委託会社がファンドの償還について提案をした場合において、当該提案につき、この信託契約に係るすべての投資者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。また、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、ｃ．～ｅ．までの手続を行うことが困難な場合も同じとします。

② 信託契約に関する監督官庁の命令

委託会社は、監督官庁より信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、信託契約を解約し信託を終了させます。

③ 委託会社の登録取消等に伴う取扱い

委託会社が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託会社は、信託契約を解約し、信託を終了させます。ただし、監督官庁が、この信託契約に関する委託会社の業務を他の投資信託委託会社に引き継ぐことを命じたときは、この信託は、「⑤信託約款の変更　ｄ．」に該当する場合を除き、その委託会社と受託会社との間において存続します。

④ 受託会社の辞任および解任に伴う取扱い

ａ．受託会社は委託会社の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託会社がその任務に背いた場合、その他重要な事由が生じたときは、委託会社または受託会社は、裁判所に受託会社の解任を請求することができます。

ｂ．受託会社が委託会社の承諾を受けてその任務を辞任する場合、または裁判所が受託会社を解任した場合、委託会社が新受託会社を選任できないときは、委託会社はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。

⑤ 信託約款の変更

ａ．委託会社は、投資者の利益のため必要と認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、信託約款を変更することまたはこの信託と他の信託との併合（投資信託及び投資法人に関する法律第16条第２号に規定する「委託者指図型投資信託の併合」をいいます。以下同じ。）を行うことができるものとし、あらかじめ、変更または合併しようとする旨およびその内容を監督官庁に届出ます。なお、この信託約款は以下の定める以外の方法によって変更することができないものとします。

ｂ．委託会社は、ａ．の事項（ａ．の変更事項にあっては、その内容が重大なものに該当する場合に限り、併合にあってはその併合が投資者の利益に及ぼす影響が軽微なものに該当する場合を除き、合わせて「重大な約款の変更等」といいます。）について、書面決議を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに重大な約款の変更等の内容およびその理由などの事項を定め、当該決議の日の２週間前までに、この信託約款に係る知れている投資者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を発します。

ｃ．ｂ．の書面決議において、投資者（委託会社およびこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権に係る投資者としての受託会社を除きます。以下ｃ．において同じ。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知れている投資者が議決権を行使しないときは、当該知れている投資者は書面決議について賛成するものとみなします。

ｄ．ｂ．の書面決議は議決権を行使することができる投資者の議決権の３分の２以上に当たる多数をもって行います。

ｅ．書面決議の効力は、この信託のすべての投資者に対してその効力を生じます。

ｆ．ｂ．～ｅ．までの規定は、委託会社が重大な約款の変更等について提案をした場合において、当該提案につき、この信託約款に係るすべての投資者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。

ｇ．ａ．～ｆ．までの規定にかかわらず、このファンドにおいて併合の書面決議が可決された場合にあっても、当該併合にかかる一または複数の他の投資信託において当該併合の書面決議が否決された場合は、当該他の投資信託との併合を行うことはできません。

ｈ．委託会社は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、ａ．～ｆ．の規定に従います。

⑥　反対者の買取請求権

信託契約の終了または信託約款の重大な変更等を行う場合において、書面決議において当該終了または重大な約款変更等に反対した投資者は、受託会社に対し、自己に帰属する受益権を信託財産をもって買取るべき旨を請求することができます。この買取請求権の内容および買取請求の手続に関する事項は、前述の「①信託期間の終了　ｃ．」または「⑤信託約款の変更等　ｂ．」に規定する書面に付記します。

⑦　公告

委託会社が投資者に対して行う公告は、電子公告により行い、次のアドレスに掲載します。
www.blackrock.com/jp/
ただし、当該公告方法に支障がある場合には、日本経済新聞による公告を行います。

⑧　関係法人との契約の更改

受託会社との「証券投資信託契約」にかかる契約の有効期間は、信託約款中に定められた信託の終了する日までとなっています。ただし、期間の途中において、必要のあるときは、契約の一部を変更することができます。

指定参加者との「指定参加者契約」にかかる有効期間は、契約締結の日から１年間とします。ただし、期間満了の３ヵ月前までに委託会社、指定参加者いずれからも、別段の意思表示のないときは、自動的に１年間更新され、自動延長後の取扱いについてもこれと同様とします。ただし、期間の途中において、必要のあるときは、契約の一部を変更することができます。

「信託財産の有価証券貸付にかかる指図権限委託契約」の契約期間は特に定められておらず、契約の一方当事者から他の当事者への書面による事前通知によりいつでも（ただし、有価証券貸付代理人が契約を終了させようとする場合には、30日前の事前通知により）終了させることができます。

⑨　信託事務処理の再信託

受託会社は、当ファンドにかかる信託事務の処理の一部について、資産管理サービス信託銀行株式会社と再信託契約を締結し、これを委託しております。

⑩　運用報告書の作成

当ファンドは、運用報告書の作成・交付はいたしません。

4【受益者の権利等】

投資者（受益者）の有する主な権利は次の通りです。

① 収益分配金に対する請求権および名義登録

ａ．収益分配金は、計算期間終了日において氏名もしくは名称，住所もしくは所在地および個人番号（行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第２条第５項に規定する個人番号をいいます。以下同じ。）または法人番号（同条第15項に規定する法人番号をいいます。個人番号または法人番号を有しない者または当該収益分配金につき租税特別措置法第９条の３の２第１項に規定する支払いの取扱者を通じて交付を受ける者にあっては、氏名または名称および住所または所在地とします。以下同じ。）、その他受託会社が定める事項（以下「投資者（受益者）氏名等」といいます。）が受託会社に登録されている者（以下「名義登録受益者＊」といいます。）を当該計算期間終了日における収益分配金受領者とし、当該名義登録受益者に支払います。この場合、名義登録受益者が当該計算期間終了日における受益権の所有者と異なる場合であっても、委託会社および受託会社は当該所有者に対して収益分配金の支払いおよびその他損害についてその責を負わないものとします。

＊ 受託会社は、この信託に係る受益者名簿を作成し、投資者（受益者）について、投資者（受益者）氏名等を、受益者名簿に名義登録するものとします。
また、計算期間終了日において、社振法等関係法令、諸規則等に基づき振替機関より通知を受けた受益権の帰属者を、振替機関等の振替口座簿に記載または記録された受益権に係る投資者（受益者）として、その投資者（受益者）氏名等を受益者名簿に登録するものとします。なお、受託会社は他の証券代行会社等、受託会社が適当と認める者と委託契約を締結し、受益者名簿の作成および受益者名簿への名義登録を委託することができます。

ｂ．投資者は、原則としてａ．に規定する登録をこの信託の受益権が上場されている金融商品取引所の会員（口座管理機関であるものに限ります。以下同じ。）を経由してａ．の受益者名簿に名義を登録することを請求することができます。この場合、当該会員は、当該会員が個別に定める手数料および当該手数料に係る消費税等相当額を徴することができるものとします。ただし、証券金融会社等はａ．に規定する登録を受託会社（受託会社がａ．において受益者名簿の作成を委託した場合は、その委託をした者）に対して直接行うことができます。

ｃ．社振法関係法令等に基づき振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益権の名義登録の手続きは別に定めるところによります。

ｄ．収益分配金の支払いは、原則として、毎計算期間終了日から起算して40日以内の委託会社の指定する日に、名義登録受益者があらかじめ指定する預金口座等に当該収益分配金を振り込む方式または同日から分配金領収証等により行うものとします。なお、名義登録受益者がｂ．に規定する金融商品取引所の会員と別途収益分配金の取扱いにかかる契約を締結している場合は、当該契約にしたがい支払われるものとします。

ｅ．受託会社は、収益分配金の支払いについて、受益者名簿の作成を委託した者にこれを委託することができます。

ｆ．受託会社は、支払開始日から５年経過した後に、収益分配金の未払残高があるときは、当該金額を委託会社に交付するものとします。

ｇ．受託会社は、ｆ．により委託会社に収益分配金を交付した後は、当該交付に係る金額に関する投資者に対する支払いにつき、その責に任じません。

ｈ．投資者が収益分配金については支払開始日から５年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、委託会社が受託会社から交付を受けた金銭は、委託会社に帰属します。

② 受益権と信託財産に属する株式との交換権

投資者は、一定口数以上の受益権を持って、その持分に相当する信託財産に属する株式と交換することを請求できます。投資者が信託終了による株式の交換および金銭の返還について、信託の終了から10年間その交換の請求を行わない場合はその権利を失い、委託会社に帰属します。

③ 受益権の買取請求権

投資者が保有する受益権の口数の合計が金融商品取引所の定める受益権の取引単位に満たない場合は、投資者は、指定参加者に対して受益権の買取を請求することができます。

④ 信託終了時の交換請求権および買取請求権

投資者は、信託が終了するときに、持分に応じて交換を請求する権利および買取を請求する権利を有します。投資者が、信託終了時による交換による有価証券および金銭については信託終了日から、買取代金についてはその支払開始日から、それぞれ10年間その受渡しを請求しないときは、その権利を失います。

⑤ 帳簿書類の閲覧権又は謄写の請求権

投資者は、委託会社に、その営業時間内に当ファンドの信託財産に関する帳簿書類の閲覧又は謄写を請求することができます。

第３【ファンドの経理状況】

（１）当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）及び同規則第２条の２の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）に基づき作成しております。
なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。

（２）当ファンドは、金融商品取引法第193条の２第１項の規定に基づき、第２期計算期間（平成27年８月10日から平成28年２月９日まで）の財務諸表について、ＰｗＣあらた監査法人による監査を受けております。

1 【財務諸表】

iシェアーズ　JPX日経400 ETF

（1）【貸借対照表】

(単位：円)

	第１期 (平成27年８月９日現在)	第２期 (平成28年２月９日現在)
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	381,366,154	659,657,652
株式	41,967,365,330	46,561,016,260
派生商品評価勘定	4,248,657	―
未収配当金	45,204,250	76,050,360
未収利息	208	―
前払金	―	90,978,497
差入委託証拠金	10,497,500	36,418,000
流動資産合計	42,408,682,099	47,424,120,769
資産合計	42,408,682,099	47,424,120,769
負債の部		
流動負債		
派生商品評価勘定	―	53,607,107
前受金	3,905,100	―
未払金	―	75,370,942
未払収益分配金	282,365,376	380,706,240
未払受託者報酬	7,473,110	7,947,443
未払委託者報酬	34,874,783	37,088,299
その他未払費用	442,800	459,000
流動負債合計	329,061,169	555,179,031
負債合計	329,061,169	555,179,031
純資産の部		
元本等		
元本	35,533,744,768	50,903,596,840
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（△）	6,545,876,162	△4,034,655,102
（分配準備積立金）	1,450,375	1,468,269
元本等合計	42,079,620,930	46,868,941,738
純資産合計	42,079,620,930	46,868,941,738
負債純資産合計	42,408,682,099	47,424,120,769

（２）【損益及び剰余金計算書】

（単位：円）

	第１期 （自　平成26年12月１日 至　平成27年８月９日）	第２期 （自　平成27年８月10日 至　平成28年２月９日）
営業収益		
受取配当金	326,423,917	426,420,415
受取利息	8,772	24,997
有価証券売買等損益	5,251,102,051	△11,170,613,786
派生商品取引等損益	26,974,485	△89,836,250
その他収益	173,755	335,836
営業収益合計	5,604,682,980	△10,833,668,788
営業費用		
受託者報酬	7,473,110	7,947,443
委託者報酬	34,874,783	37,088,299
その他費用	442,800	1,021,372
営業費用合計	42,790,693	46,057,114
営業利益又は営業損失（△）	5,561,892,287	△10,879,725,902
経常利益又は経常損失（△）	5,561,892,287	△10,879,725,902
当期純利益又は当期純損失（△）	5,561,892,287	△10,879,725,902
期首剰余金又は期首欠損金（△）	－	6,545,876,162
剰余金増加額又は欠損金減少額	1,659,675,679	949,961,430
当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	1,659,675,679	949,961,430
剰余金減少額又は欠損金増加額	393,326,428	270,060,552
当期一部交換に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	393,326,428	270,060,552
分配金	282,365,376	380,706,240
期末剰余金又は期末欠損金（△）	6,545,876,162	△4,034,655,102

（３）【注記表】
（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

１．有価証券の評価基準及び評価方法
株式は移動平均法に基づき、原則として以下の通り時価で評価しております。

(1) 金融商品取引所等に上場されている有価証券
金融商品取引所等に上場されている有価証券は、原則として当該取引所等における計算期間末日において知りうる直近の最終相場で評価しております。
(2) 金融商品取引所等に上場されていない有価証券
当該有価証券については、原則として、金融機関の提示する価額又は価格情報会社の提供する価額のいずれかから入手した価額で評価しております。
(3) 時価が入手できなかった有価証券
適正な評価額を入手できなかった場合又は入手した評価額が時価と認定できない事由が認められた場合は、委託会社が忠実義務に基づいて合理的事由をもって時価と認めた価額もしくは受託者と協議のうえ両者が合理的事由をもって時価と認めた価額で評価しております。

２．デリバティブの評価基準及び評価方法
株価指数先物取引
個別法に基づき、原則として時価評価しております。時価評価にあたっては、原則として、当該取引所の発表する計算期間末日に知り得る直近の日の清算値段又は最終相場で評価しております。

３．収益及び費用の計上基準
(1) 受取配当金の計上基準
受取配当金は原則として、株式の配当落ち日に予想配当金額を計上し、入金金額との差額については入金時に計上しております。
(2) 有価証券売買等損益及び派生商品取引等損益の計上基準
約定日基準で計上しております。

(貸借対照表に関する注記)

区分	第１期 (平成27年８月９日現在)	第２期 (平成28年２月９日現在)
1　当該計算期間の末日における受益権総数	2,768,288口	3,965,690口
2　投資信託財産の計算に関する規則第55条の６第10号に規定する額	元本の欠損 －円	元本の欠損 4,034,655,102円
3　１口当たり純資産額	15,201円	11,819円

(損益及び剰余金計算書に関する注記)

区分	第１期 （自　平成26年12月１日 至　平成27年８月９日）	第２期 （自　平成27年８月10日 至　平成28年２月９日）
分配金の計算過程	A．当期配当等収益額　326,606,444円	A．当期配当等収益額　426,781,248円
	B．分配準備積立金　－円	B．分配準備積立金　1,450,375円
	C．配当等収益合計額(A＋B)　326,606,444円	C．配当等収益合計額(A＋B)　428,231,623円
	D．経費　42,790,693円	D．経費　46,057,114円
	E．収益分配可能額(C－D)　283,815,751円	E．収益分配可能額(C－D)　382,174,509円
	F．収益分配金　282,365,376円	F．収益分配金　380,706,240円
	G．次期繰越金(分配準備積立金)(E-F)1,450,375円	G．次期繰越金(分配準備積立金)(E-F)1,468,269円
	H．口数　2,768,288口	H．口数　3,965,690口
	I．一口当たり分配金(F/H×計算口数)　102円	I．一口当たり分配金(F/H×計算口数)　96円

（金融商品に関する注記）

Ⅰ　金融商品の状況に関する事項

1　金融商品に対する取組方針

当ファンドは、投資信託及び投資法人に関する法律第２条第４項に定める証券投資信託であり、信託約款に規定する「運用の基本方針」に従い、有価証券の金融商品に対して投資として運用することを目的としております。

2　金融商品の内容及び金融商品に係るリスク

当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、デリバティブ取引、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務であります。当ファンドが保有する有価証券は株式であります。

当ファンドの主な投資リスクとして、「国内株式投資のリスク」、「有価証券の貸付等におけるリスク」等があります。

当ファンドの利用しているデリバティブ取引は、株価指数先物取引であり、有価証券の価格変動リスクを回避するため、または信託財産の効率的運用目的で行っております。株価指数先物取引に係る主要なリスクは、株式相場の変動による価格変動リスクであります。

3　金融商品に係るリスク管理体制

(1) 市場リスクの管理

ブラックロックソリューション・グリーンパッケージプロダクションチームが日次で計測し、運用部、その他の関係部署等にレポートをイントラネットで配信しております。また、運用ガイドラインのモニタリングはポートフォリオ・コンプライアンスチームが行っており、ガイドライン等を逸脱していた場合、関係部署へ報告され適切な調整を行います。

(2) 信用リスクの管理

ファンダメンタル債券運用部により、国内債券の個別信用リスク及び銘柄間の相対価値については独自の定量・定性分析等を行っております。外国債券銘柄等については、社内のリサーチ・データベースによりグローバル・クレジット・チームとの情報・分析結果を共有しております。

(3) 取引先リスクの管理

リスク・クオンツ分析部は当社の親会社である米国のBlackRock, Inc.のRQA Counterparty & Concentration Riskチームと共に既存の承認済み取引先の信用悪化のモニタリングを行っており、取引先のデフォルトに対する取引先リスク、発行体リスクのファンドへの影響を分析しております。また、新規取引先の承認に際しては、リスク・クオンツ分析部が新規取引先申請の内容に問題がないかどうか確認を行い、当社の親会社である米国のBlackRock, Inc.のRQA Counterparty & Concentration Riskチームへ申請を行っております。

また、毎月開催される投資委員会では、リスク管理・運用分析手法等について審議を行っております。

Ⅱ　金融商品の時価等に関する事項

第１期 (平成27年８月９日現在)	第２期 (平成28年２月９日現在)
１．貸借対照表計上額、時価及び差額 貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。	１．貸借対照表計上額、時価及び差額 同左
２．時価の算定方法 (1) 有価証券 「（重要な会計方針に係る事項に関する注記）」に記載しております。 (2) デリバティブ取引 デリバティブ取引については、「（その他注記）」の「３ デリバティブ取引関係」に記載しております。 (3) コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務 これらの科目は短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。	２．時価の算定方法 (1) 有価証券 同左 (2) デリバティブ取引 同左 (3) コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務 同左
３．金融商品の時価等に関する事項の補足説明 金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価額がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。 また、デリバティブ取引に関する契約額等は、あくまでもデリバティブ取引における名目的な契約額又は計算上の想定元本であり、当該金額自体がデリバティブ取引のリスクの大きさを示すものではありません。	３．金融商品の時価等に関する事項の補足説明 同左
４．金銭債権の計算期間末日後の償還予定額 金銭債権については全て１年以内に償還予定であります。	４．金銭債権の計算期間末日後の償還予定額 同左

（関連当事者との取引に関する注記）

該当事項はありません。

（その他の注記）

１　期中元本変動額

項目	第１期 (平成27年８月９日現在)	第２期 (平成28年２月９日現在)
期首元本額	28,335,149,100円	35,533,744,768円
期中追加設定元本額	12,977,131,820円	20,075,504,000円
期中一部交換元本額	5,778,536,152円	4,705,651,928円

２　有価証券関係

売買目的有価証券

種類	第１期 (平成27年８月９日現在)	第２期 (平成28年２月９日現在)
	当計算期間の損益に含まれた評価差額 （円）	当計算期間の損益に含まれた評価差額 （円）
株式	4,849,848,627	△10,473,154,429
合計	4,849,848,627	△10,473,154,429

３　デリバティブ取引関係

取引の時価等に関する事項

株式関連

区分	種類	第１期(平成27年８月９日現在)				第２期(平成28年２月９日現在)			
		契約額等（円）		時　価（円）	評価損益（円）	契約額等（円）		時　価（円）	評価損益（円）
			うち1年超（円）				うち1年超（円）		
市場取引	株価指数先物取引 買建	369,311,900	－	373,587,500	4,275,600	331,353,365	－	277,772,000	△53,581,365
合計		369,311,900	－	373,587,500	4,275,600	331,353,365	－	277,772,000	△53,581,365

（注）時価の算定方法

(１)株価指数先物取引の時価については、以下のように評価しております。
原則として当計算期間末日に知りうる直近の日の主たる取引所の発表する清算値段又は証拠金算定基準値段を用いております。このような時価が発表されていない場合には、当計算期間末日に最も近い最終相場や気配値等、原則に準ずる方法で評価しております。

(２)株価指数先物取引の残高は、契約額ベースで表示しております。

(３)契約額等には手数料相当額を含んでおりません。

（４）【附属明細表】

第１　有価証券明細表

(1) 株式

(単位：円)

銘　柄	株　式　数	評価額		備考
		単　価	金　額	
国際石油開発帝石	193,200	965	186,534,600	
安藤・間	24,800	537	13,317,600	
コムシスホールディングス	16,500	1,578	26,037,000	
ミサワホーム	5,600	652	3,651,200	
大成建設	189,000	742	140,238,000	
大　林　組	109,000	1,065	116,085,000	
清水建設	111,000	890	98,790,000	
長谷工コーポレーシヨン	42,600	1,102	46,945,200	
鹿島建設	171,000	673	115,083,000	
三井住友建設	147,900	92	13,606,800	
大東建託	13,800	14,685	202,653,000	
ＮＩＰＰＯ	8,000	1,760	14,080,000	
住友林業	25,200	1,314	33,112,800	
大和ハウス	108,200	3,135	339,207,000	
積水ハウス	121,900	1,782	217,225,800	
協和エクシオ	14,400	1,160	16,704,000	
日　揮	35,000	1,662	58,170,000	
ミクシィ	7,100	3,550	25,205,000	
日本Ｍ＆Ａセンター	5,400	4,940	26,676,000	
テンプホールディングス	22,200	1,574	34,942,800	
クックパッド	7,800	1,902	14,835,600	
カルビー	13,700	4,745	65,006,500	
ヤクルト	19,500	5,480	106,860,000	
明治ホールディングス	21,800	9,540	207,972,000	
日本ハム	26,000	2,536	65,936,000	
綜合警備保障	10,600	5,730	60,738,000	
カカクコム	23,400	2,066	48,344,400	
エムスリー	28,500	2,600	74,100,000	
ディー・エヌ・エー	16,100	1,725	27,772,500	
博報堂ＤＹＨＬＤＧＳ	48,500	1,293	62,710,500	
アサヒグループホールディングス	68,300	3,625	247,587,500	
キリンＨＤ	148,200	1,609	238,453,800	
伊　藤　園	10,100	3,095	31,259,500	
ローソン	12,000	9,770	117,240,000	
エービーシー・マート	3,900	6,020	23,478,000	
ゲオホールディングス	6,200	1,842	11,420,400	
双日	216,600	219	47,435,400	
セリア	3,400	5,420	18,428,000	
アルフレッサホールディングス	38,400	2,023	77,683,200	
キッコーマン	27,000	3,970	107,190,000	
味　の　素	78,000	2,911	227,097,000	
キユーピー	18,200	2,583	47,010,600	
ニチレイ	37,000	978	36,186,000	
東洋水産	18,200	4,130	75,166,000	

銘　柄	株　式　数	評価額		備考
		単　価	金　額	
日清食品ＨＤ	15,600	5,490	85,644,000	
日本たばこ産業	212,000	4,540	962,480,000	
ヒューリック	67,500	980	66,150,000	
ＭｏｎｏｔａＲＯ	11,200	2,366	26,499,200	
Ｊ．　フロント　リテイリング	41,000	1,462	59,942,000	
マツモトキヨシＨＬＤＧＳ	7,300	5,040	36,792,000	
スタートトゥデイ	9,600	3,645	34,992,000	
三越伊勢丹ＨＤ	64,400	1,327	85,458,800	
トヨタ紡織	10,600	1,756	18,613,600	
ウエルシアＨＤ	4,500	5,780	26,010,000	
野村不動産ＨＬＤＧＳ	21,500	1,924	41,366,000	
プレサンスコーポレーション	800	3,395	2,716,000	
東急不動産ＨＤ	80,800	661	53,408,800	
飯田ＧＨＤ	30,000	1,994	59,820,000	
コスモス薬品	1,500	16,690	25,035,000	
シップヘルスケアＨＤ	6,000	2,620	15,720,000	
セブン＆アイ・ＨＬＤＧＳ	134,300	4,949	664,650,700	
ツルハホールディングス	7,000	9,540	66,780,000	
東　レ	249,000	934	232,715,400	
ク　ラ　レ	53,300	1,375	73,287,500	
旭　化　成	216,000	718	155,217,600	
グリー	19,600	580	11,368,000	
ネクソン	31,600	1,740	54,984,000	
ティーガイア	2,300	1,259	2,895,700	
ガンホー・オンライン・エンターテイメント	75,600	265	20,034,000	
王子ホールディングス	142,000	437	62,054,000	
大王製紙	15,300	975	14,917,500	
住友化学	251,000	508	127,508,000	
日産化学	20,400	2,627	53,590,800	
東ソー	90,000	442	39,780,000	
デンカ	72,000	402	28,944,000	
信越化学	60,900	5,567	339,030,300	
エア・ウォーター	27,000	1,812	48,924,000	
大陽日酸	26,300	1,090	28,667,000	
日本パーカライジング	16,600	1,010	16,766,000	
協和発酵キリン	39,000	1,688	65,832,000	
ＪＳＲ	33,900	1,631	55,290,900	
三菱ケミカルＨＬＤＧＳ	228,700	619	141,748,260	
日本合成化学	6,000	684	4,104,000	
ダイセル	50,000	1,616	80,800,000	
積水化学	79,200	1,344	106,444,800	
日本ゼオン	28,000	731	20,468,000	
アイカ工業	9,700	2,071	20,088,700	
宇部興産	172,000	211	36,292,000	
日立化成	16,900	1,855	31,349,500	
日本化薬	21,000	1,232	25,872,000	
野村総合研究所	22,700	3,915	88,870,500	
電通	38,200	5,610	214,302,000	
日油	25,000	847	21,175,000	

銘　柄	株　式　数	評価額		備考
		単　価	金　額	
花　王	91,800	5,891	540,793,800	
武田薬品	135,900	5,596	760,496,400	
アステラス製薬	382,800	1,626	622,624,200	
塩野義製薬	50,100	4,823	241,632,300	
田辺三菱製薬	40,800	2,074	84,619,200	
中外製薬	34,100	3,425	116,792,500	
科研製薬	5,900	7,680	45,312,000	
エーザイ	42,100	7,512	316,255,200	
ロート製薬	16,000	2,012	32,192,000	
小野薬品	15,600	19,490	304,044,000	
久光製薬	10,500	5,140	53,970,000	
持田製薬	2,200	9,220	20,284,000	
参天製薬	62,200	1,757	109,285,400	
ツムラ	10,100	2,844	28,724,400	
テ　ル　モ	50,400	3,880	195,552,000	
みらかホールディングス	8,700	4,840	42,108,000	
沢井製薬	5,600	7,750	43,400,000	
第一三共	115,600	2,302	266,169,000	
キョーリン製薬ＨＤ	9,000	2,257	20,313,000	
大塚ホールディングス	73,800	3,995	294,831,000	
大正製薬ＨＤ	8,400	8,060	67,704,000	
日本ペイントＨＯＬＤ	26,300	2,181	57,360,300	
関西ペイント	38,800	1,699	65,921,200	
ＤＩＣ	139,000	271	37,669,000	
オリエンタルランド	36,800	8,000	294,400,000	
パーク２４	16,500	3,125	51,562,500	
フジ・メディア・ＨＤ	33,800	1,348	45,562,400	
リゾートトラスト	13,400	2,823	37,828,200	
オービック	10,400	5,180	53,872,000	
ヤフー	232,400	432	100,396,800	
トレンドマイクロ	16,100	4,440	71,484,000	
日本オラクル	5,300	4,965	26,314,500	
ユー・エス・エス	41,800	1,583	66,169,400	
伊藤忠テクノソリューションズ	7,700	1,988	15,307,600	
サイバーエージェント	8,400	5,050	42,420,000	
楽天	160,000	1,129	180,720,000	
大塚商会	8,600	5,460	46,956,000	
ＵＳＥＮ	16,300	308	5,020,400	
富士フイルムＨＬＤＧＳ	78,000	4,308	336,024,000	
コニカミノルタ	81,600	928	75,724,800	
資　生　堂	64,900	2,132	138,399,250	
コーセー	5,700	9,150	52,155,000	
シーズ・ホールディングス	4,800	1,864	8,947,200	
小林製薬	5,300	9,600	50,880,000	
昭和シエル石油	34,400	945	32,508,000	
横浜ゴム	20,000	1,601	32,020,000	
東洋ゴム	16,000	1,979	31,664,000	
ブリヂストン	115,500	3,891	449,410,500	
住友ゴム	32,700	1,363	44,570,100	

銘　柄	株　式　数	評価額		備考
		単　価	金　額	
旭　硝　子	178,000	564	100,392,000	
太平洋セメント	216,000	295	63,720,000	
ＴＯＴＯ	25,200	3,380	85,176,000	
日本碍子	45,000	2,086	93,870,000	
日本特殊陶業	28,500	2,356	67,146,000	
新日鐵住金	153,800	1,956	300,909,700	
神戸製鋼所	593,000	87	51,591,000	
ＪＦＥホールディングス	93,300	1,334	124,508,850	
日立金属	37,000	1,143	42,291,000	
三井金属	90,000	173	15,570,000	
三菱マテリアル	216,000	336	72,576,000	
住友鉱山	94,000	1,110	104,340,000	
ＤＯＷＡホールディングス	39,000	596	23,244,000	
住友電工	136,600	1,390	189,874,000	
アサヒＨＤ	5,300	1,551	8,220,300	
三和ホールディングス	32,500	743	24,147,500	
三協立山	5,600	1,269	7,106,400	
リンナイ	6,500	9,820	63,830,000	
ユニプレス	7,000	1,791	12,537,000	
日本発条	31,000	1,002	31,062,000	
オーエスジー	16,000	1,834	29,344,000	
ディスコ	4,400	10,410	45,804,000	
豊田自動織機	30,000	4,785	143,550,000	
ニューフレアテクノロジー	400	4,950	1,980,000	
ナブテスコ	19,500	2,019	39,370,500	
ＳＭＣ	10,100	23,460	236,946,000	
小松製作所	167,300	1,698	284,159,050	
住友重機械	99,000	439	43,461,000	
日立建機	15,800	1,624	25,659,200	
クボタ	165,000	1,482	244,612,500	
荏原製作所	72,000	471	33,912,000	
千代田化工建	25,000	761	19,025,000	
ダイキン工業	47,600	7,254	345,290,400	
椿本チエイン	17,000	649	11,033,000	
タダノ	15,000	970	14,550,000	
平和	9,400	2,222	20,886,800	
ユニバーサルエンターテインメント	2,300	1,782	4,098,600	
ブラザー工業	42,400	1,122	47,572,800	
セガサミーホールディングス	34,900	1,154	40,274,600	
ＴＰＲ	3,500	2,672	9,352,000	
ホシザキ電機	9,300	7,970	74,121,000	
日本精工	67,500	1,000	67,500,000	
ジェイテクト	34,600	1,494	51,692,400	
不　二　越	29,000	367	10,643,000	
ミネベア	50,000	751	37,550,000	
Ｔ　Ｈ　Ｋ	21,900	1,793	39,266,700	
イーグル工業	4,700	1,493	7,017,100	
日　立	832,000	465	387,628,800	
三菱電機	347,000	1,074	372,678,000	

銘　柄	株　式　数	評価額		備考
		単　価	金　額	
富士電機	90,000	366	32,940,000	
安川電機	40,800	1,208	49,286,400	
マキタ	21,500	6,340	136,310,000	
日本電産	39,300	7,221	283,785,300	
オムロン	37,200	2,801	104,197,200	
日本電気	447,000	280	125,160,000	
富　士　通	317,000	388	123,217,900	
沖　電　気	143,000	136	19,448,000	
セイコーエプソン	48,600	1,686	81,939,600	
ワコム	25,800	456	11,764,800	
パナソニック	372,900	858	320,246,520	
アンリツ	19,000	606	11,514,000	
富士通ゼネラル	10,000	1,467	14,670,000	
日立国際電気	8,000	1,217	9,736,000	
Ｔ　Ｄ　Ｋ	19,600	5,740	112,504,000	
アルプス電気	26,500	1,874	49,661,000	
ヒロセ電機	5,600	11,930	66,808,000	
日本航空電子	9,000	1,038	9,342,000	
横河電機	33,100	1,220	40,382,000	
日本光電工業	13,800	2,721	37,549,800	
堀場製作所	6,200	3,695	22,909,000	
キーエンス	7,500	52,910	396,825,000	
シスメックス	25,400	6,940	176,276,000	
デンソー	80,900	4,208	340,427,200	
スタンレー電気	24,100	2,450	59,045,000	
カ　シ　オ	33,100	2,055	68,020,500	
ファナック	33,400	15,850	529,390,000	
エンプラス	1,100	3,805	4,185,500	
浜松ホトニクス	25,500	2,703	68,926,500	
京　セ　ラ	53,000	4,432	234,896,000	
村田製作所	34,200	12,550	429,210,000	
日東電工	26,200	5,782	151,488,400	
東海理化電機	8,500	2,550	21,675,000	
三井造船	129,000	134	17,286,000	
三菱重工業	581,000	389	226,125,200	
川崎重工業	254,000	302	76,708,000	
ＩＨＩ	241,000	176	42,416,000	
名村造船所	7,200	692	4,982,400	
日産自動車	457,500	1,003	459,101,250	
いすゞ自動車	95,700	1,053	100,772,100	
トヨタ自動車	95,400	6,154	587,091,600	
日野自動車	48,000	1,106	53,088,000	
三菱自動車工業	129,300	856	110,680,800	
Ｎ　Ｏ　Ｋ	16,200	1,751	28,366,200	
カルソニックカンセイ	24,000	864	20,736,000	
アイシン精機	32,900	4,310	141,799,000	
マ　ツ　ダ	103,100	1,696	174,857,600	
ダイハツ	40,200	1,637	65,807,400	
本田技研	219,000	2,918	639,042,000	

銘　柄	株　式　数	評価額		備考
		単　価	金　額	
スズキ	68,300	2,939	200,733,700	
富士重工業	103,100	3,850	396,935,000	
ヤマハ発動機	46,000	1,750	80,500,000	
小糸製作所	18,900	4,690	88,641,000	
エクセディ	4,600	2,315	10,649,000	
ミツバ	6,700	1,667	11,168,900	
豊田合成	11,700	2,213	25,892,100	
日本精機	8,000	2,274	18,192,000	
シマノ	13,400	17,790	238,386,000	
テイ・エス　テック	7,400	2,531	18,729,400	
良品計画	3,700	23,940	88,578,000	
第一興商	7,900	4,610	36,419,000	
メディパルＨＤ	32,900	1,696	55,798,400	
ドンキホーテホールディングス	20,700	3,565	73,795,500	
ＶＴホールディングス	14,500	653	9,468,500	
ユナイテッドアローズ	4,000	5,270	21,080,000	
スギホールディングス	5,900	5,700	33,630,000	
ニコン	60,600	1,701	103,080,600	
トプコン	9,400	997	9,371,800	
オリンパス	48,800	4,090	199,592,000	
ＨＯＹＡ	75,900	3,832	290,848,800	
キヤノン	175,400	3,211	563,209,400	
リ　コ　ー	105,800	1,136	120,188,800	
バンダイナムコＨＬＤＧＳ	34,300	2,490	85,407,000	
パイロットコーポレーション	5,800	4,050	23,490,000	
エイベックス・グループＨＤ	7,300	1,242	9,066,600	
アシックス	30,600	1,925	58,905,000	
ヤマハ	24,500	2,946	72,177,000	
ピジョン	18,100	2,403	43,494,300	
ニ　フ　コ	7,900	5,140	40,606,000	
伊　藤　忠	252,500	1,331	336,077,500	
丸　紅	316,900	549	174,073,170	
豊田通商	35,400	2,317	82,021,800	
兼　松	71,000	158	11,218,000	
ファミリーマート	10,200	6,070	61,914,000	
三井物産	290,800	1,262	366,989,600	
東京エレクトロン	29,100	6,438	187,345,800	
日立ハイテクノロジーズ	10,500	2,871	30,145,500	
セイコーＨＤ	22,000	507	11,154,000	
住友商事	202,600	1,085	219,821,000	
三菱商事	241,900	1,734	419,454,600	
岩谷産業	34,000	622	21,148,000	
ユニ・チャーム	69,000	2,159	149,005,500	
東邦ホールディングス	10,400	2,347	24,408,800	
サンリオ	9,000	2,480	22,320,000	
日本瓦斯	5,100	2,327	11,867,700	
ＡＯＫＩホールディングス	7,700	1,234	9,501,800	
しまむら	3,600	12,300	44,280,000	
高　島　屋	49,000	940	46,060,000	

銘　柄	株　式　数	評価額		備考
		単　価	金　額	
クレディセゾン	25,100	1,962	49,246,200	
イオン	132,300	1,551	205,197,300	
イ　ズ　ミ	6,500	4,405	28,632,500	
ヤオコー	3,500	4,645	16,257,500	
ケーズホールディングス	7,500	3,795	28,462,500	
新生銀行	281,000	140	39,340,000	
あおぞら銀行	206,000	345	71,070,000	
三菱ＵＦＪフィナンシャルＧ	985,300	491	483,979,360	
りそなホールディングス	376,400	416	156,845,880	
三井住友トラストＨＤ	672,000	310	208,320,000	
三井住友フィナンシャルＧ	168,000	3,106	521,808,000	
西日本シティ銀行	112,000	198	22,176,000	
千葉銀行	122,000	543	66,246,000	
横浜銀行	216,000	497	107,416,800	
常陽銀行	115,000	404	46,460,000	
群馬銀行	77,000	497	38,269,000	
ふくおかフィナンシャルＧ	133,000	377	50,141,000	
静岡銀行	94,000	837	78,678,000	
十六銀行	55,000	371	20,405,000	
スルガ銀行	34,100	1,780	60,698,000	
八十二銀行	79,000	521	41,159,000	
ほくほくフィナンシャルＧ	221,000	173	38,233,000	
広島銀行	92,000	459	42,228,000	
中国銀行	30,700	1,168	35,857,600	
伊予銀行	45,200	787	35,572,400	
セブン銀行	120,400	463	55,745,200	
みずほフィナンシャルＧ	3,263,400	170	555,757,020	
山口フィナンシャルＧ	39,000	1,065	41,535,000	
芙蓉総合リース	3,200	5,120	16,384,000	
興銀リース	6,800	2,016	13,708,800	
東京センチュリーリース	7,900	3,985	31,481,500	
ＳＢＩホールディングス	39,600	1,019	40,352,400	
北洋銀行	49,600	295	14,632,000	
京葉銀行	34,000	438	14,892,000	
イオンフィナンシャルサービス	21,400	2,324	49,733,600	
ア　コ　ム	65,800	487	32,044,600	
日立キャピタル	7,600	2,554	19,410,400	
オリックス	227,900	1,513	344,926,650	
三菱ＵＦＪリース	83,000	505	41,915,000	
ジャフコ	5,500	3,065	16,857,500	
大和証券Ｇ本社	318,000	656	208,862,400	
野村ホールディングス	604,100	510	308,091,000	
岡三証券グループ	26,000	569	14,794,000	
東海東京ＨＤ	36,600	557	20,386,200	
松井証券	17,200	963	16,563,600	
損保ジャパン興亜ＨＤ	71,500	2,897	207,171,250	
日本取引所グループ	94,800	1,620	153,576,000	
カブドットコム証券	27,500	325	8,937,500	
ＭＳ＆ＡＤ	96,200	2,760	265,560,100	

銘　柄	株　式　数	評価額		備考
		単　価	金　額	
ＳＯＮＹ　ＦＨ	31,800	1,493	47,477,400	
第一生命	206,000	1,292	266,152,000	
東京海上ＨＤ	129,700	3,701	480,019,700	
Ｔ＆Ｄホールディングス	118,100	1,098	129,673,800	
三井不動産	171,000	2,519	430,749,000	
三菱地所	240,000	2,135	512,400,000	
東京建物	34,000	1,130	38,420,000	
住友不動産	77,000	2,908	223,916,000	
大京	53,000	179	9,487,000	
レオパレス２１	35,400	587	20,779,800	
スターツコーポレーション	5,900	2,090	12,331,000	
住友不動産販売	1,700	2,232	3,794,400	
リロ・ホールディング	1,500	13,700	20,550,000	
タカラレーベン	15,900	515	8,188,500	
イオンモール	19,900	1,602	31,879,800	
エヌ・ティ・ティ都市開発	19,400	1,058	20,525,200	
東武鉄道	174,000	577	100,398,000	
相鉄ホールディングス	75,000	714	53,550,000	
東京急行	189,000	933	176,337,000	
小田急電鉄	104,000	1,265	131,560,000	
京王電鉄	90,000	1,063	95,670,000	
京成電鉄	51,000	1,617	82,467,000	
東日本旅客鉄道	59,400	10,470	621,918,000	
西日本旅客鉄道	31,500	7,313	230,359,500	
東海旅客鉄道	29,000	21,700	629,300,000	
西日本鉄道	58,000	834	48,372,000	
近鉄グループＨＬＤＧＳ	329,000	491	161,539,000	
阪急阪神ＨＬＤＧＳ	221,000	734	162,214,000	
南海電鉄	94,000	676	63,544,000	
京阪電鉄	94,000	786	73,884,000	
名古屋鉄道	161,000	552	88,872,000	
日本通運	129,000	509	65,661,000	
ヤマトホールディングス	60,200	2,404	144,720,800	
山　九	38,000	507	19,266,000	
日本郵船	291,000	221	64,311,000	
ＡＮＡホールディングス	606,000	309	187,557,000	
近鉄エクスプレス	5,600	1,654	9,262,400	
日本テレビＨＬＤＳ	28,400	2,134	60,605,600	
日本電信電話	193,100	5,101	985,003,100	
ＫＤＤＩ	293,800	3,075	903,435,000	
光通信	3,700	7,220	26,714,000	
ＮＴＴドコモ	248,100	2,732	677,933,250	
ＧＭＯインターネット	10,900	1,268	13,821,200	
電源開発	27,700	3,750	103,875,000	
東京瓦斯	362,000	554	200,837,600	
大阪瓦斯	337,000	443	149,459,500	
東　宝	23,800	2,913	69,329,400	
エイチ・アイ・エス	5,700	3,265	18,610,500	
ＮＴＴデータ	19,800	5,830	115,434,000	

銘　柄	株　式　数	評価額		備考
		単　価	金　額	
アインホールディングス	3,700	5,180	19,166,000	
カナモト	4,900	2,557	12,529,300	
ＳＣＳＫ	7,900	4,355	34,404,500	
セコム	35,300	8,047	284,059,100	
ベネッセホールディングス	12,300	3,370	41,451,000	
イオンディライト	3,100	3,750	11,625,000	
日鉄住金物産	27,000	342	9,234,000	
ニトリホールディングス	14,100	8,490	119,709,000	
バローホールディングス	7,000	2,618	18,326,000	
ミスミグループ本社	35,600	1,434	51,050,400	
ファーストリテイリング	6,500	32,870	213,655,000	
ソフトバンクグループ	128,900	4,770	614,853,000	
サンドラッグ	6,900	7,290	50,301,000	
合計	34,472,900		46,561,016,260	

（2）株式以外の有価証券

該当事項はありません。

第２　信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第３　デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

当該事項はデリバティブ取引関係の注記事項として記載しております。

２【ファンドの現況】

ｉシェアーズ　JPX日経400 ETF　　(平成28年１月末現在)

【純資産額計算書】

Ⅰ　資産総額	51,951,713,837円
Ⅱ　負債総額	104,778,805円
Ⅲ　純資産総額(Ⅰ－Ⅱ)	51,846,935,032円
Ⅳ　発行済数量	3,965,690口
Ⅴ　１口当たり純資産額(Ⅲ／Ⅳ)	13,074円

第４【内国投資信託受益証券事務の概要】

(1) 受益証券の名義書換等

該当事項はありません。

ファンドの受益権の帰属は、振替機関等の振替口座簿に記載または記録されることにより定まり、この信託の受益権を取扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。

なお、投資者は、委託会社がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求、受益証券の再発行の請求を行わないものとします。

(2) 投資者に対する特典

該当事項はありません。

(3) 受益権の譲渡

①投資者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該投資者が譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等に振替の申請をするものとします。

②上記①の申請のある場合には、上記①の振替機関等は、当該譲渡に係る譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、上記①の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社振法の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行われるよう通知するものとします。

③上記①の振替について、委託会社は、当該投資者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託会社が必要と認めたときまたはやむを得ない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

(4) 受益権の譲渡の対抗要件

受益権の譲渡は、振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託会社および受託会社に対抗することができません。

(5) 受益権の再分割

委託会社は、受益権の再分割を行いません。ただし、社債、株式等の振替に関する法律が施行された場合には、受託会社と協議のうえ、同法に定めるところにしたがい、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。

(6) 信託終了時の交換

償還時に受益権と引換えに交換される株式は、償還日において振替機関の振替口座簿に記載または記録されている投資者（償還日以前において信託財産における交換の計上が行われた受益権にかかる投資者を除きます。）に交付します。

(7) 質権口記載又は記録の受益権の取り扱いについて

振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権にかかる収益分配金の支払い、交換請求の受付け、交換株式の交付および信託終了時の株式の交換等については、約款の規定によるほか、民法その他の法令等にしたがって取扱われます。

第二部【委託会社等の情報】

第１【委託会社等の概況】

１【委託会社等の概況】

(1) 資本金の額等

①資本金　　2,435,000千円

②発行する株式の総数　　36,000株

③発行済株式の総数　　10,158株

④直近５ヵ年における主な資本金の額の増減

該当事項はありません。

(2) 委託会社の機構

①経営の意思決定機構

＜株主総会＞

株主により構成される会社における最高の意思決定機関として、取締役の選任、利益処分の承認、定款の変更等、会社法及び定款の定めにしたがって重要事項の決定を行います。

＜取締役会＞

取締役により構成され、当社の業務執行を決定し、その執行について監督します。

＜エグゼクティブ委員会他各委員会＞

当社における適切な経営戦略の構築、業務執行体制の構築及び業務運営の推進を目的として、エグゼクティブ委員会を設置します。また、その他各種委員会を設置し、業務の能率的運営及び責任体制の確立を図っています。

②運用の意思決定機構

投資委員会

・投資委員会にて運用にかかる投資方針、パフォーマンスおよびリスク管理に関する重要事項を審議します。

運用担当部署

・各運用担当部署では、投資委員会の決定に従い、ファンドの個別の運用計画を策定し、各部署の投資プロセスを通して運用を行います。

ポートフォリオ・マネジャー

・ポートフォリオ・マネジャーは、策定された運用計画に基づき、個別銘柄を選択し売買に関する指図を行います。

リスク管理

・委託会社ではリスク管理を重視しており、独自開発のシステムを用いてリスク管理を行っております。具体的には、運用担当部門とは異なる部門においてファンドの投資リスクの計測・分析、投資制限のモニタリングなどを行うことにより、ファンドの投資リスクが運用方針に合致していることを確認し、その結果を運用担当部門にフィードバックするほか、社内の関係者で共有しております。また、委託会社の業務に関するリスクについて社内規程を定めて管理を行っております。

２【事業の内容及び営業の概況】

投信法に定める投資信託委託会社である委託会社は、証券投資信託の設定を行うとともに金融商品取引法に定める金融商品取引業者としてその運用（投資運用業）を行っています。また、金融商品取引法に定める投資助言業務、第一種金融商品取引業務および第二種金融商品取引業務等を行っています。

委託会社の運用する証券投資信託は平成28年１月末現在、以下の通りです。(親投資信託を除きます。)

種類		本数	純資産総額
公募投資信託	追加型株式投資信託	62本	568,391百万円
	単位型株式投資信託	0本	0百万円
私募投資信託		69本	3,979,796百万円
合計		131本	4,548,187百万円

３【委託会社等の経理状況】

１．財務諸表の作成方法について

委託会社であるブラックロック・ジャパン株式会社（以下「当社」という。）の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号。）第2条及び「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年8月6日内閣府令第52号。）に基づいて作成しております。

２．監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第29期事業年度（自平成27年1月1日　至平成27年12月31日）の財務諸表について有限責任監査法人トーマツによる監査を受けております。

３．財務諸表に記載している金額については、百万円未満の端数を切り捨てて表示しております。

４．会社法第319条第1項に基づく平成26年11月18日付け臨時株主総会書面決議により、定款を一部変更し、決算期を3月31日から12月31日に変更いたしました。
したがって、前事業年度は平成26年4月1日から平成26年12月31日までの9ヶ月となっております。

(1) 【貸借対照表】

(単位：百万円)

		第28期 (平成26年12月31日現在)	第29期 (平成27年12月31日現在)
資産の部			
流動資産			
現金・預金		10,971	14,514
立替金		18	6
前払費用		121	146
未収入金	※２	208	207
未収委託者報酬		1,102	1,077
未収運用受託報酬		2,606	2,742
未収収益	※２	852	1,467
繰延税金資産		948	882
関係会社短期貸付金	※２	-	130
その他流動資産		3	4
流動資産計		16,833	21,179
固定資産			
有形固定資産			
建物附属設備	※１	1,391	1,223
器具備品	※１	346	292
有形固定資産計		1,738	1,515
無形固定資産			
ソフトウエア		1	0
のれん		685	154
クライアント・リレーションシップ資産		230	-
無形固定資産計		916	155
投資その他の資産			
長期差入保証金		980	967
前払年金費用		315	409
長期前払費用		27	17
繰延税金資産		-	9
投資その他の資産計		1,323	1,404
固定資産計		3,978	3,075
資産合計		20,811	24,255

（単位：百万円）

		第28期 （平成26年12月31日現在）	第29期 （平成27年12月31日現在）
負債の部			
流動負債			
預り金		159	80
未払金	※２		
未払収益分配金		2	3
未払償還金		75	75
未払手数料		386	346
その他未払金		88	947
未払費用	※２	1,246	1,091
未払消費税等		204	238
未払法人税等		1,001	561
賞与引当金		1,761	1,875
資産除去債務		42	-
役員賞与引当金		98	150
早期退職慰労引当金		36	7
流動負債計		5,104	5,377
固定負債			
退職給付引当金		51	53
資産除去債務		250	254
繰延税金負債		17	-
固定負債計		320	308
負債合計		5,425	5,685
純資産の部			
株主資本			
資本金		2,435	2,435
資本剰余金			
資本準備金		2,316	2,316
その他資本剰余金		3,846	3,846
資本剰余金合計		6,162	6,162
利益剰余金			
利益準備金		336	336
その他利益剰余金			
繰越利益剰余金		6,452	9,634
利益剰余金合計		6,788	9,971
株主資本合計		15,386	18,569
評価・換算差額等			
その他有価証券評価差額金		-	-
評価・換算差額等合計		-	-
純資産合計		15,386	18,569
負債・純資産合計		20,811	24,255

(2) 【損益計算書】

(単位：百万円)

		第28期 (自　平成26年4月1日 至　平成26年12月31日)	第29期 (自　平成27年1月1日 至　平成27年12月31日)
営業収益			
委託者報酬		3,449	4,339
運用受託報酬	※1	5,762	10,063
その他営業収益	※1	6,135	9,911
営業収益計		15,347	24,315
営業費用			
支払手数料		1,167	1,478
広告宣伝費		356	262
調査費			
調査費		256	398
委託調査費	※1	2,678	4,371
調査費計		2,934	4,770
委託計算費		76	124
営業雑経費			
通信費		56	61
印刷費		58	74
諸会費		22	27
営業雑経費計		136	163
営業費用計		4,672	6,799
一般管理費			
給料			
役員報酬		262	548
給料・手当		2,665	3,631
賞与		1,355	2,231
給料計		4,282	6,411
退職給付費用		185	227
福利厚生費		531	731
事務委託費	※1	1,007	1,954
交際費		37	54
寄付金		5	5
旅費交通費		163	208
租税公課		92	107
不動産賃借料		583	735
水道光熱費		75	75
固定資産減価償却費		186	214
のれん償却額		516	530
クライアント・リレーションシップ資産償却費		230	230
資産除去債務利息費用		2	3
諸経費		286	376
一般管理費計		8,187	11,869
営業利益		2,486	5,645

(単位：百万円)

	第28期 (自　平成26年4月1日 至　平成26年12月31日)	第29期 (自　平成27年1月1日 至　平成27年12月31日)
営業外収益		
受取利息	0	6
有価証券売却益	142	-
為替差益	13	-
雑益	6	28
営業外収益計	163	34
営業外費用		
支払利息	49	-
為替差損	-	32
固定資産除却損	38	34
営業外費用計	88	66
経常利益	2,561	5,613
特別利益		
特別利益計	-	-
特別損失		
特別退職金	104	26
特別損失計	104	26
税引前当期純利益	2,457	5,586
法人税、住民税及び事業税	1,507	2,366
法人税等調整額	△372	37
当期純利益	1,322	3,182

(3)【株主資本等変動計算書】

第28期　(自　平成26年4月1日　至　平成26年12月31日)

(単位：百万円)

	株主資本								評価・換算差額等		純資産合計
	資本金	資本剰余金			利益剰余金			株主資本合計	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計	
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金合計				
平成26年4月1日残高	2,435	2,316	3,846	6,162	336	5,129	5,465	14,063	40	40	14,103
事業年度中の変動額											
当期純利益						1,322	1,322	1,322			1,322
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額（純額）									△40	△40	△40
事業年度中の変動額合計	-	-	-	-	-	1,322	1,322	1,322	△40	△40	1,282
平成26年12月31日残高	2,435	2,316	3,846	6,162	336	6,452	6,788	15,386	-	-	15,386

第29期　(自　平成27年1月1日　至　平成27年12月31日)

(単位：百万円)

	株主資本								評価・換算差額等		純資産合計
	資本金	資本剰余金			利益剰余金			株主資本合計	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計	
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金合計				
平成27年1月1日残高	2,435	2,316	3,846	6,162	336	6,452	6,788	15,386	-	-	15,386
事業年度中の変動額											
当期純利益						3,182	3,182	3,182			3,182
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額（純額）											
事業年度中の変動額合計	-	-	-	-	-	3,182	3,182	3,182	-	-	3,182
平成27年12月31日残高	2,435	2,316	3,846	6,162	336	9,634	9,971	18,569	-	-	18,569

〔重要な会計方針〕

1.　有価証券の評価基準及び評価方法

有価証券

その他有価証券

時価のあるもの

決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は、全部純資産直入法により処理し、売却原価は、移動平均法により算定）を採用しております。

2.　固定資産の減価償却方法

(1)　有形固定資産

定額法により償却しております。なお、主な耐用年数は建物附属設備6～18年、器具備品2～15年であります。

(2)　無形固定資産

自社利用のソフトウエアの減価償却方法については、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。

のれん及びクライアント・リレーションシップ資産の償却方法については、その効果の及ぶ期間（5～9年）に基づく定額法によっております。

3.　引当金の計上基準

(1)　貸倒引当金の計上方法

債権の貸倒損失に備えるため、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

(2)　退職給付引当金の計上方法

①　旧退職金制度

適格退職年金制度移行日現在在籍していた従業員については、旧退職金制度に基づく給付額を保証しているため、期末現在の当該給付額と年金制度に基づく給付額との差額を引当て計上しております。

②　確定拠出年金制度

確定拠出年金制度（DC）による退職年金制度を有しております。

③　確定給付年金制度

キャッシュ・バランス型の年金制度（CB）の退職年金制度を有しております。CBには、一定の利回り保証を付しており、これの将来の支払に備えるため、確定給付型の会計基準に準じた会計処理方法により引当金を計上しております。

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当期までの期間に帰属させる方法については、ポイント基準によっております。

過去勤務債務は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（9年）による定額法により費用処理しております。

数理計算上の差異は各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（9年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌事業年度から費用処理または費用から控除することとしております。

(3)　賞与引当金の計上方法

従業員の賞与の支払に備えて、賞与支給見込額の当事業年度負担額を計上しております。

(4)　役員賞与引当金の計上方法

役員の賞与の支払に備えて、賞与支給見込額の当事業年度負担額を計上しております。

(5)　早期退職慰労引当金の計上方法

早期退職慰労の支払に備えて、早期退職慰労支給見込額の当事業年度負担額を計上しております。

4.　外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、期末の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

5.　その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項

(1)　消費税等の処理方法

消費税等の会計処理は、税抜方式によっております。

(2)　決算日の変更について

会社法第319条に基づく平成26年11月18日付け臨時株主総会書面決議により、定款を一部変更し、決算期を3月31日から12月31日に変更しました。

従って、前事業年度は平成26年4月1日から平成26年12月31日までの9ヶ月となっております。

(3)　連結納税制度の適用

当事業年度より、親会社であるブラックロック・ジャパン・ホールディングス合同会社を連結納税親会社として、連結納税制度を適用しております。

〔注記事項〕

（貸借対照表関係）

※１　有形固定資産の減価償却累計額

	前事業年度 (平成26年12月31日)	当事業年度 (平成27年12月31日)
建物附属設備	892　百万円	1,039　百万円
器具備品	702　百万円	649　百万円

※２　関係会社に対する資産及び負債

各科目に含まれているものは次のとおりであります。

	前事業年度 (平成26年12月31日)	当事業年度 (平成27年12月31日)
未収入金	201　百万円	200　百万円
未収収益	510　百万円	379　百万円
短期貸付金	-　百万円	130　百万円
未払金	-　百万円	930　百万円
未払費用	316　百万円	201　百万円

※３　当社は、運転資金の効率的な調達を行うため取引銀行２行と当座貸越契約を締結しております。これら契約に基づく事業年度末の借入未実行残高は次のとおりであります。

	前事業年度 (平成26年12月31日)	当事業年度 (平成27年12月31日)
当座貸越極度額	1,000　百万円	1,000　百万円
借入実行残高	―	―
差引額	1,000　百万円	1,000　百万円

（損益計算書関係）

※１　関係会社に対する営業収益及び営業費用

各科目に含まれているものは次のとおりであります。

	前事業年度 （自　平成26年4月1日 至　平成26年12月31日）	当事業年度 （自　平成27年1月1日 至　平成27年12月31日）
その他営業収益	3,611　百万円	4,286　百万円
委託調査費	353　百万円	467　百万円
事務委託費	1,210　百万円	613　百万円
運用受託報酬	0　百万円	1　百万円

(株主資本等変動計算書関係)

前事業年度　（自　平成26年4月1日　至　平成26年12月31日）

1.　発行済株式に関する事項

	前事業年度期首	増加	減少	前事業年度末
普通株式（株）	10,158	－	－	10,158

2.　自己株式に関する事項

該当事項はありません。

3.　新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

該当事項はありません。

4.　配当に関する事項

該当事項はありません。

当事業年度　（自　平成27年1月1日　至　平成27年12月31日）

1.　発行済株式に関する事項

	当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末
普通株式（株）	10,158	－	－	10,158

2.　自己株式に関する事項

該当事項はありません。

3.　新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

該当事項はありません。

4.　配当に関する事項

該当事項はありません。

(金融商品関係)

1.　金融商品の状況に関する事項

(1)　金融商品に対する取組方針

当社は、資金運用については短期的な預金等に限定し、また、資金調達については関連当事者からの長期借入に限定しています。

(2)　金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

営業債権である未収委託者報酬及び未収運用受託報酬は、顧客の信用リスクに晒されています。当該リスクに関しては、当社の経理規程に従い、取引先ごとの期日管理及び残高管理を行い、個別に未収債権の回収可能性を管理する体制をしいております。

営業債務である未払手数料はその全てが1年以内の支払期日となっております。

営業債務は流動性リスクに晒されていますが、当社では資金繰計画を作成するなどの方法により管理しております。

2.　金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、金額的重要性が低いものについては含めておりません。

前事業年度　（平成26年12月31日）

	貸借対照表計上額 （百万円）	時価 （百万円）	差額 （百万円）
(1)　現金・預金	10,971	10,971	－
(2)　未収委託者報酬	1,102	1,102	－
(3)　未収運用受託報酬	2,606	2,606	－
(4)　未収収益	852	852	－
(5)　長期差入保証金	980	971	△9
資産計	16,514	16,504	△9
(1)　未払手数料	386	386	－
(2)　未払費用	1,246	1,246	－
負債計	1,633	1,633	－

当事業年度　（平成27年12月31日）

	貸借対照表計上額 （百万円）	時価 （百万円）	差額 （百万円）
(1)　現金・預金	14,514	14,514	－
(2)　未収委託者報酬	1,077	1,077	－
(3)　未収運用受託報酬	2,742	2,742	－
(4)　未収収益	1,467	1,467	－
(5)　長期差入保証金	967	959	△7
資産計	20,769	20,761	△7
(1)　未払手数料	346	346	－
(2)　未払費用	1,091	1,091	－
負債計	1,437	1,437	－

(注1)　金融商品の時価の算定方法に関する事項

資　産

(1) 現金・預金、(2) 未収委託者報酬、(3) 未収運用受託報酬及び(4) 未収収益

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっています。

(5) 長期差入保証金

事務所敷金の時価については、事務所の敷金を当該賃貸借契約期間を基にしたインターバンク市場で取引されている円金利スワップレートで割り引いて算定する方法によっています。また従業員社宅敷金の時価については、平均残存勤務期間を基にしたインターバンク市場で取引されている円金利スワップレートで割り引いて算定する方法によっています。

負　債

(1)未払手数料、(2) 未払費用

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっています。

(注2)　金銭債権の決算日後の償還予定額

前事業年度（平成26年12月31日）

	1年以内 （百万円）	1年超 5年以内 （百万円）	5年超 10年以内 （百万円）	10年超 （百万円）
(1)　現金・預金	10,971	―	―	―
(2)　未収委託者報酬	1,102	―	―	―
(3)　未収運用受託報酬	2,606	―	―	―
(4)　未収収益	852	―	―	―
(5)　長期差入保証金	26	904	40	10
合計	15,559	904	40	10

当事業年度（平成27年12月31日）

	1年以内 （百万円）	1年超 5年以内 （百万円）	5年超 10年以内 （百万円）	10年超 （百万円）
(1)　現金・預金	14,514	―	―	―
(2)　未収委託者報酬	1,077	―	―	―
(3)　未収運用受託報酬	2,742	―	―	―
(4)　未収収益	1,467	―	―	―
(5)　長期差入保証金	―	907	48	11
合計	19,801	907	48	11

(有価証券関係)

前事業年度　(平成26年12月31日)

前事業年度中に売却したその他有価証券

区分	売却額 （百万円）	売却益の合計額 （百万円）	売却損の合計額 （百万円）
その他	942	142	-

当事業年度　(平成27年12月31日)

該当事項はありません。

(退職給付関係)

前事業年度　(自　平成26年4月1日　至　平成26年12月31日)

1.　採用している退職給付制度の概要

当社は、旧バークレイズ・グローバル・インベスターズ株式会社で設けられていた、①旧退職金制度を引き続き有しています。当社は、平成21年12月2日に旧ブラックロック・ジャパン株式会社との合併に伴い、旧ブラックロック・ジャパン株式会社における退職年金制度（②確定拠出年金制度及び③確定給付年金制度）を承継しました。また、平成23年1月1日付で旧バークレイズ・グローバル・インベスターズ株式会社から引き継いだ適格退職年金制度はキャッシュ・バランス型の③確定給付年金制度に移行しました。従って、平成23年1月1日以降、①から③の三つの制度を有しています。

2.　確定給付制度

(1)　退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表

（単位：百万円）

	前事業年度 (自 平成26年4月 1日 至 平成26年12月31日)
退職給付債務の期首残高	1,580
勤務費用	164
利息費用	11
数理計算上の差異の発生額	52
退職給付の支払額	△221
退職給付債務の期末残高	1,587

(2)　年金資産の期首残高と期末残高の調整表

（単位：百万円）

	前事業年度 (自 平成26年4月 1日 至 平成26年12月31日)
年金資産の期首残高	2,050
期待運用収益	13
数理計算上の差異の発生額	176
事業主からの拠出額	185
退職給付の支払額	△221
年金資産の期末残高	2,205

(3)　退職給付債務及び年金資産の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金及び前払年金費用の調整表

（単位：百万円）

	前事業年度 (平成26年12月31日)
積立型制度の退職給付債務	1,536
年金資産	△2,205
	△669
非積立型制度の退職給付債務	51
未積立退職給付債務	△618
未認識数理計算上の差異	323
未認識過去勤務費用	31
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	△263
退職給付引当金	51
前払年金費用	△315
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	△263

(4)　退職給付費用及びその内訳項目の金額

（単位：百万円）

	前事業年度 (自　平成26年4月　1日 至　平成26年12月31日)
勤務費用	164
利息費用	11
期待運用収益	△13
数理計算上の差異の費用処理額	△20
過去勤務費用の処理額	△3
確定給付制度に係る退職給付費用合計	138
特別退職金	104
合計	242

(5)　年金資産に関する事項

①年金資産の主な内訳

年金資産合計に対する主な分類ごとの比率は、次のとおりであります。

	前事業年度 (平成26年12月31日)
合同運用	100%
合計	100%

合同運用による年金資産の主な商品分類ごとの比率は、債券68%、株式29%及びその他3%となっております。

②長期期待運用収益率の算定方法

年金資産の長期期待運用収益率を決定するため、現在及び予想される年金資産の配分と、年金資産を構成する多様な資産からの現在及び将来期待される長期の収益率を考慮しております。

(6)　数理計算上の計算基礎に関する事項

	前事業年度 (自 平成26年4月 1日 至 平成26年12月31日)
割引率	0.7%
長期期待運用収益率	1.1%

3.　確定拠出制度

当社の確定拠出制度への要拠出額は、46百万円でありました。

当事業年度 (自　平成27年1月1日　至　平成27年12月31日)

1.　採用している退職給付制度の概要

当社は、旧バークレイズ・グローバル・インベスターズ株式会社で設けられていた、①旧退職金制度を引き続き有しています。当社は、平成21年12月2日に旧ブラックロック・ジャパン株式会社との合併に伴い、旧ブラックロック・ジャパン株式会社における退職年金制度（②確定拠出年金制度及び③確定給付年金制度）を承継しました。また、平成23年1月1日付で旧バークレイズ・グローバル・インベスターズ株式会社から引き継いだ適格退職年金制度はキャッシュ・バランス型の③確定給付年金制度に移行しました。従って、平成23年1月1日以降、①から③の三つの制度を有しています。

2.　確定給付制度

(1)　退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表

（単位：百万円）

	当事業年度 (自 平成27年1月 1日 至 平成27年12月31日)
退職給付債務の期首残高	1,587
勤務費用	223
利息費用	10
数理計算上の差異の発生額	10
退職給付の支払額	△171
退職給付債務の期末残高	1,661

(2)　年金資産の期首残高と期末残高の調整表

（単位：百万円）

	当事業年度 (自 平成27年1月 1日 至 平成27年12月31日)
年金資産の期首残高	2,205
期待運用収益	24
数理計算上の差異の発生額	△9
事業主からの拠出額	256
退職給付の支払額	△171
年金資産の期末残高	2,304

(3)　退職給付債務及び年金資産の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金及び前払年金費用の調整表

（単位：百万円）

	当事業年度 (平成27年12月31日)
積立型制度の退職給付債務	1,607
年金資産	△2,304
	△697
非積立型制度の退職給付債務	53
未積立退職給付債務	△643
未認識数理計算上の差異	261
未認識過去勤務費用	26
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	△355
退職給付引当金	53
前払年金費用	△409
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	△355

(4)　退職給付費用及びその内訳項目の金額

（単位：百万円）

	当事業年度 (自 平成27年1月 1日 至 平成27年12月31日)
勤務費用	223
利息費用	10
期待運用収益	△24
数理計算上の差異の費用処理額	△4
過去勤務費用の処理額	△41
確定給付制度に係る退職給付費用合計	164
特別退職金	26
合計	191

(5)　年金資産に関する事項

①年金資産の主な内訳

年金資産合計に対する主な分類ごとの比率は、次のとおりであります。

	当事業年度 (平成27年12月31日)
合同運用	100%
合計	100%

合同運用による年金資産の主な商品分類ごとの比率は、債券70%、株式27%及びその他1%となっております。

②長期期待運用収益率の算定方法

年金資産の長期期待運用収益率を決定するため、現在及び予想される年金資産の配分と、年金資産を構成する多様な資産からの現在及び将来期待される長期の収益率を考慮しております。

(6)　数理計算上の計算基礎に関する事項

	当事業年度 (自 平成27年1月 1日 至 平成27年12月31日)
割引率	0.7%
長期期待運用収益率	1.2%

3.　確定拠出制度

当社の確定拠出制度への要拠出額は、64百万円 でありました。

（税効果会計関係）

1.　繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

（単位：百万円）

	前事業年度 (平成26年12月31日)	当事業年度 (平成27年12月31日)
繰延税金資産		
未払費用	231	155
賞与引当金	616	619
資産除去債務	104	82
資産調整勘定	73	46
未払事業税	74	105
早期退職慰労引当金	12	2
退職給付引当金	18	17
有形固定資産	0	0
その他	23	15
繰延税金資産合計	1,156	1,046
繰延税金負債		
無形固定資産	△81	-
退職給付引当金	△112	△132
資産除去債務に対応する除去費用	△31	△21
繰延税金負債合計	△225	△153
繰延税金資産の純額	931	892

（注）　前事業年度及び当事業年度における繰延税金資産の純額は、貸借対照表の以下の項目に含まれております。

（単位：百万円）

	前事業年度 (平成26年12月31日)	当事業年度 (平成27年12月31日)
流動資産－繰延税金資産	948	882
固定資産－繰延税金資産	-	9
固定負債－繰延税金負債	17	-

2.　法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳

	前事業年度 (平成26年12月31日)	当事業年度 (平成27年12月31日)
法定実効税率	35.6%	35.6%
（調整）		
交際費等永久に損金に算入されない項目	3.4	3.0
損金不算入ののれん償却額	7.5	3.3
税率変更による期末繰延税金資産の減額修正	-	1.2
その他	△0.4	△0.2
税効果会計適用後の法人税等の負担率	46.0%	43.0%

(資産除去債務関係)

資産除去債務のうち貸借対照表に計上しているもの

1.　当該資産除去債務の概要

当社事業所の定期建物賃貸借契約に伴う原状回復義務等であります。

2.　当該資産除去債務の金額の算定方法

使用見込期間を当該定期建物賃貸借契約上の賃貸借期間10年と見積り、割引率は1.5%を使用して資産除去債務の金額を計算しております。

3.　当該資産除去債務の総額の増減

（単位：百万円）

	前事業年度 (自 平成26年4月 1日 至 平成26年12月31日)	当事業年度 (自 平成27年1月 1日 至 平成27年12月31日)
期首残高	306	293
時の経過による調整額	2	3
資産除去債務の履行による減少額	-	△42
見積りの変更による増減額	△15	-
期末残高	293	254

4.　当該資産除去債務の見積りの変更

前事業年度において、一部の資産について資産の除去時点において必要とされる除去費用が、固定資産取得時における見積額を下回る見込みであることが明らかになったことから、見積もりの変更により資産除去債務を15百万円減少させております。

(セグメント情報等)

前事業年度　(自　平成26年4月1日　至　平成26年12月31日)

1.　セグメント情報

当社は主として投資運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

2.　関連情報

(1)　製品及びサービスごとの情報

（単位：百万円）

	委託者報酬	運用受託報酬	その他	合計
外部顧客営業収益	3,449	5,762	6,135	15,347

(2)　地域ごとの情報

①　売上高

（単位：百万円）

日本	北米	その他	合計
8,479	5,353	1,514	15,347

（注）　売上高は顧客の所在地を基礎とし、国又は地域に分類しております。

②　有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略しております。

(3)　主要な顧客ごとの情報

営業収益の10%以上を占める主要な顧客は以下のとおりです。

（単位：百万円）

相手先	営業収益	関連するセグメント名
ブラックロック・ファイナンシャル・マネジメント・インク	3,611	投資運用業
ブラックロック・ファンド・アドバイザーズ	1,690	投資運用業

3.　報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報

該当事項はありません。

4.　報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報

当社は主として投資運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

5.　報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報

該当事項はありません。

当事業年度　(自　平成27年1月1日　至　平成27年12月31日)

1.　セグメント情報

当社は主として投資運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

2.　関連情報

(1)　製品及びサービスごとの情報

（単位：百万円）

	委託者報酬	運用受託報酬	その他	合計
外部顧客営業収益	4,339	10,063	9,911	24,315

(2)　地域ごとの情報

①　売上高

（単位：百万円）

日本	北米	その他	合計
13,272	8,558	2,483	24,315

（注）　売上高は顧客の所在地を基礎とし、国又は地域に分類しております。

②　有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略しております。

(3)　主要な顧客ごとの情報

営業収益の10%以上を占める主要な顧客は以下のとおりです。

（単位：百万円）

相手先	営業収益	関連するセグメント名
ブラックロック・ファイナンシャル・マネジメント・インク	4,287	投資運用業
ブラックロック・ファンド・アドバイザーズ	2,857	投資運用業

3.　報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報

該当事項はありません。

4.　報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報

当社は主として投資運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

5.　報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報

該当事項はありません。

(関連当事者情報)

1.　関連当事者との取引

財務諸表提出会社と関連当事者との取引

(1)　財務諸表提出会社の親会社及び主要株主（会社等に限る。）等

前事業年度　（自　平成26年4月1日　至　平成26年12月31日）

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金又は出資金	事業の内容又は職業	議決権等の所有(被所有)割合(%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(百万円)	科目	期末残高(百万円)
親会社	ブラックロック・ファイナンシャル・マネジメント・インク	米国ニューヨーク州	13,067百万米ドル	投資顧問業	(被所有)間接100	投資顧問契約の再委任等	運用受託報酬	0	未収収益	510
							受入手数料	3,611		
							委託調査費	353	未払費用	316
							事務委託費	1,210		

当事業年度　（自　平成27年1月1日　至　平成27年12月31日）

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金又は出資金	事業の内容又は職業	議決権等の所有(被所有)割合(%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(百万円)	科目	期末残高(百万円)
親会社	ブラックロック・ファイナンシャル・マネジメント・インク	米国ニューヨーク州	13,482百万米ドル	投資顧問業	(被所有)間接100	投資顧問契約の再委任等	運用受託報酬	1	未収収益	379
							受入手数料	4,286		
							委託調査費	467	未払費用	201
							事務委託費	613		
親会社	ブラックロック・ジャパン・ホールディングス合同会社	日本東京都	1万円	持株会社	(被所有)直接100	株式の保有等	営業外収益	0	未収入金	200
									未収収益	0
									短期貸付金	130
									その他未払金	930

(2)　財務諸表提出会社の子会社及び関連会社等

前事業年度　（自　平成26年4月1日　至　平成26年12月31日）

該当事項はありません。

当事業年度　（自　平成27年1月1日　至　平成27年12月31日）

該当事項はありません。

(3)　財務諸表提出会社と同一の親会社を持つ会社等及び財務諸表提出会社のその他の関係会社の子会社等

前事業年度　（自　平成26年4月1日　至　平成26年12月31日）

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金又は出資金	事業の内容又は職業	議決権等の所有(被所有)割合(%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(百万円)	科目	期末残高(百万円)
同一の親会社を持つ会社	ブラックロック・ルックス・フィンコ・S.a.r.l.	ルクセンブルグ大公国ルクセンブルグ市	2百万米ドル	資産運用会社等の事業の支配・管理	なし	ローン借入	資金の返済	2,737	長期借入金	―
							支払利息	49	未払利息	―
同一の親会社を持つ会社	ブラックロック・ファンド・アドバイザーズ	米国カリフォルニア州	1,000米ドル	投資顧問業	なし	投資顧問契約の再委任等	受入手数料	1,690	未収収益	183

当事業年度　（自　平成27年1月1日　至　平成27年12月31日）

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金又は出資金	事業の内容又は職業	議決権等の所有(被所有)割合(%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(百万円)	科目	期末残高(百万円)
同一の親会社を持つ会社	ブラックロック・ファンド・アドバイザーズ	米国カリフォルニア州	1,000米ドル	投資顧問業	なし	投資顧問契約の再委任等	受入手数料	2,857	未収入金	3
							委託調査費	3	未収収益	736
							事務委託費	0	未払費用	1
同一の親会社を持つ会社	ブラックロック・インベストメント・マネジメント・エルエルシー	米国デラウェア州	1,723米ドル	投資顧問業	なし	投資顧問契約の再委任等	受入手数料	543	未収収益	49
							委託調査費	1,449	未払費用	142
							事務委託費	74		

（注）　1．取引条件及び取引条件の決定方針等

(1) 運用受託報酬については、一般取引条件と同様に決定しております。

(2) 受入手数料については、一般取引条件と同様に決定しております。

(3) 委託調査費については、一般取引条件と同様に決定しております。

(4) 事務委託費については、一般取引条件と同様に決定しております。

(5) 支払利息については、市場金利を勘案して決定しております。なお、担保は差し入れておりません。

(6) 長期借入金の期末残高は劣後特約付借入金に係るものであります。

2.　親会社に関する注記

(1)　親会社情報

ブラックロック・インク（ニューヨーク証券取引所に上場）

ブラックロック・ファイナンシャル・マネジメント・インク（非上場）

ブラックロック・ジャパン・ホールディングス合同会社（非上場）

（１株当たり情報）

項　目	前事業年度 (自 平成26年4月 1日 至 平成26年12月31日)	当事業年度 (自 平成27年1月 1日 至 平成27年12月31日)
１株当たり純資産額	1,514,717　円　33　銭	1,828,038　円　62　銭
１株当たり当期純利益金額	130,237　円　41　銭	313,321　円　29　銭

（注）　１．潜在株式調整後１株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

２．１株当たり当期純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

項　目	前事業年度 (自 平成26年4月 1日 至 平成26年12月31日)	当事業年度 (自 平成27年1月 1日 至 平成27年12月31日)
当期純利益　（百万円）	1,322	3,182
普通株主に帰属しない金額　（百万円）	―	―
普通株式に係る当期純利益　（百万円）	1,322	3,182
普通株式の期中平均株式数　（株）	10,158	10,158

独立監査人の監査報告書は、当事業年度（自　平成27年1月1日　至平成27年12月31日）を対象としております。

4【利害関係人との取引制限】

委託会社は、金融商品取引法の定めるところにより、利害関係人との取引について、次に掲げる行為が禁止されています。

(1) 自己又はその取締役若しくは執行役との間における取引を行うことを内容とした運用を行うこと(投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。)。

(2) 運用財産相互間において取引を行うことを内容とした運用を行うこと(投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして金融商品取引業等に関する内閣府令で定めるものを除きます。)。

(3) 通常の取引の条件と異なる条件であって取引の公正を害するおそれのある条件で、委託会社の親法人等(委託会社の総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の委託会社と密接な関係を有する法人その他の団体として金融商品取引法施行令で定める要件に該当する者をいいます。以下(4)(5)において同じ。)又は子法人等(委託会社が総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の委託会社と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下同じ。)と有価証券の売買その他の取引又は金融デリバティブ取引を行うこと。

(4) 委託会社の親法人等又は子法人等の利益を図るため、その行う投資運用業に関して運用の方針、運用財産の額若しくは市場の状況に照らして不必要な取引を行うことを内容とした運用を行うこと。

(5) 上記に掲げるもののほか、投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれのあるものとして金融商品取引業等に関する内閣府令で定める行為。

5【その他】

定款の変更、事業譲渡または事業譲受、出資の状況その他の重要事項

変更年月日	変更事項
平成19年９月18日	証券業登録に伴う商号変更（「バークレイズ・グローバル・インベスターズ証券投信投資顧問株式会社」に変更）のため、定款変更を行いました。
平成19年９月30日	商号変更（「バークレイズ・グローバル・インベスターズ株式会社」に変更）のため、定款変更を行いました。
平成19年９月30日	公告の方法を変更するため、定款変更を行いました。
平成19年12月27日	事業を営むことの目的を変更するため、定款変更を行いました。
平成20年７月１日	グループ会社の１つであるバークレイズ・グローバル・インベスターズ・サービス株式会社を吸収合併し、それに伴い資本金の額を変更いたしました。
平成20年７月１日	株式取扱規則に関する記述を追加するため、定款変更を行いました。
平成21年６月22日	本店所在地変更のため、定款変更を行いました。
平成21年12月２日	ブラックロック・ジャパン株式会社と合併 商号変更（「ブラックロック・ジャパン株式会社」に変更）および定款変更を行いました。
平成23年４月１日	グループ会社であるブラックロック証券株式会社を吸収合併し、それに先立ち定款変更および資本金の額の変更を行いました。
平成25年10月５日	MGPA Japan LLCより不動産投資関連の事業を譲受し、それに先立ち定款変更を行いました。
平成26年12月１日	決算期を３月31日から12月31日に変更するため、定款変更を行いました。

第２【その他の関係法人の概況】

１【名称、資本金の額及び事業の内容】

(1) 受託会社

名　　称	資本金の額 （平成27年３月末現在）	事業の内容
みずほ信託銀行株式会社	247,369百万円	銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律に基づき信託業務を営んでいます。
＜再信託受託会社の概要＞ 資産管理サービス信託銀行株式会社	50,000百万円	
＜再信託の目的＞ 原信託契約に係る信託事務の一部（信託財産の管理）を原信託受託会社から再信託受託会社（資産管理サービス信託銀行株式会社）へ委託するため、原信託財産のすべてを再信託受託会社へ移管することを目的とします。		

(2) 指定参加者

名　　称	資本金の額（百万円） （平成27年３月末現在）	事業の内容
みずほ証券株式会社	125,167	「金融商品取引法」に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。
メリルリンチ日本証券株式会社	119,440	
クレディ・スイス証券株式会社	78,100	
ドイツ証券株式会社	72,728	
ＵＢＳ証券株式会社	46,450	
エービーエヌ・アムロ・クリアリング証券株式会社	4,500	
ＢＮＰパリバ証券株式会社	102,025	
大和証券株式会社	100,000	
ＪＰモルガン証券株式会社	50,275	
三菱ＵＦＪモルガン・スタンレー証券株式会社	40,500	
モルガン・スタンレーＭＵＦＧ証券株式会社	62,149	
野村證券株式会社	10,000	
ＳＭＢＣ日興証券株式会社	10,000	
ゴールドマン・サックス証券株式会社	83,616	
シティグループ証券株式会社	96,307	
東海東京証券株式会社	6,000	
ソシエテ・ジェネラル証券株式会社	30,765＊	

＊　ソシエテ・ジェネラル証券株式会社の資本金は、平成28年５月１日現在です。

(3) 投資顧問会社

・名称　　：ブラックロック・インスティテューショナル・トラスト・カンパニー、エヌ.エイ.
(BlackRock Institutional Trust Company, N.A.)

・資本金の額　　：1,500,000米ドル（円貨換算額*　180百万円、平成27年３月末現在）
＊米ドルの円換算は、平成27年３月末現在の株式会社三菱東京UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値（１米ドル＝120.17円）によります。

・事業の内容　　：投資運用業を営んでいます。

２【関係業務の概要】

(1) 受託会社

ファンドの受託会社として、信託財産の保管・管理・計算、外国証券を保管・管理する外国の保管銀行への指図・連絡等を行います。なお、当ファンドの受託会社は信託事務の一部を当ファンドの再信託受託会社に委託しています。

(2) 指定参加者

ファンドの指定参加者として、募集の取扱いおよび販売を行い、交換請求の受付、受益権の買取りに関する事務ならびに信託終了時の交換の交付等に関する事務等を行います。

(3) 投資顧問会社

当ファンドの投資顧問会社であり、当ファンドに関し、委託会社より運用の指図に関する権限の委託を受けて運用の指図を行っています。

３【資本関係】

(1) 受託会社

該当事項はありません。

(2) 指定参加者

該当事項はありません。

(3) 投資顧問会社

当社およびブラックロック・インスティテューショナル・トラスト・カンパニー、エヌ.エイ.の最終的な親会社は、ブラックロック・インクです。

第３【参考情報】

当計算期間において、ファンドに係る金融商品取引法第25条第１項各号に掲げる書類は、以下のとおり提出されております。

平成27年11月９日	有価証券報告書、有価証券届出書

独立監査人の監査報告書

平成２８年２月２６日

ブラックロック・ジャパン株式会社
取　締　役　会　御中

有限責任監査法人　ト　ー　マ　ツ

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　星　知　子

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　中　島　紀　子

当監査法人は、金融商品取引法第１９３条の２第１項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているブラックロック・ジャパン株式会社の平成２７年１月１日から平成２７年１２月３１日までの第２９期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ブラックロック・ジャパン株式会社の平成２７年１２月３１日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

（注）１．上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。
２．ＸＢＲＬデータは監査の対象には含まれていません。

独 立 監 査 人 の 監 査 報 告 書

平成28年３月２日

ブラックロック・ジャパン株式会社
取 締 役 会 御 中

ＰｗＣあらた監査法人

指 定 社 員
業務執行社員　　公認会計士　辻村　和之　㊞

当監査法人は、金融商品取引法第193条の２第１項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているｉシェアーズ JPX日経400 ETFの平成27年８月10日から平成28年２月９日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ｉシェアーズ JPX日経400 ETFの平成28年２月９日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

ブラックロック・ジャパン株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

（注）１．上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。
２．XBRLデータは監査の対象には含まれていません。